

砥 部 町 議 会  
令 和 3 年 第 2 回 定 例 会  
会 議 録

## 令和3年第2回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招 集 年 月 日	令和3年6月10日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和3年6月10日 午前9時30分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 高橋久美 4 番 原田公夫 7 番 佐々木公博 10 番 松崎浩司 13 番 山口元之 16 番 三谷喜好	2 番 日野恵司 5 番 柿本 正 8 番 小西昌博 11 番 大平弘子 14 番 中島博志	3 番 木下敬二郎 6 番 東 勝一 9 番 佐々木隆雄 12 番 西岡利昌 15 番 平岡文男
欠 席 議 員	なし		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 田邊敏之	副町長 岡田洋志 総務課長 門田敬三 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 篠原万喜枝 子育て支援課長 田中弘樹 農林課長 池田晃一 上下水道課長 藤田泰宏 広田支所長 町田忠彦 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 堀潤一郎 庶務係長 東山泰久		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 5 番 柿本 正      6 番 東 勝一		
傍 聴 者	1 人		

令和3年第2回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

## 令和3年第2回砥部町議会定例会

令和3年6月10日（木）

午前9時30分開会

○議長（西岡利昌） ただいまから、令和3年第2回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和3年第2回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、町政運営に関わる重要案件についてご審議賜りますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、3月下旬以降、繁華街クラスターや、感染力の強い変異株の流行により、県内においても深刻な状況が続いておりましたが、県下全域で感染回避行動が徹底され、感染者数が減少に転じたことに伴い、国のまん延防止等重点措置期間が5月22日に解除され、6月1日には、県の警戒レベルが感染警戒期に引き下げられました。周辺には、未だ緊急事態宣言が継続している地域もあり、予断を許さない状況に変わりはありませんが、医療従事者に続き、高齢者へのワクチン接種も開始され、収束に向けた大きな一歩を歩み始めたと感じております。そのような中で、来月に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックを巡っては、国内外で中止を求める声が高まっております。緊急事態宣言の延長が繰り返され、解除の見通しを示さないまま、開催ありきで進めていくのでは、国民の理解は得られません。政府をはじめ、組織委員会等の関係機関には、賛否両論の意見に真摯に耳を傾け、慎重な協議と丁寧な説明を求めるとともに、開催するのであれば、責任をもって成功に導き、スポーツの力による感動が、ワクチンとともにコロナに打ち勝つ希望の光となることを期待しております。さて、先月15日、四国地方は観測史上最も早い梅雨入りを迎えました。対して、梅雨明けは平年並みと予測されており、長期にわたって豪雨災害への警戒を強める必要があります。コロナ禍での避難所運営は、昨年度も経験しておりますが、変異株の影響も踏まえ、対策には万全を期してまいりたいというふうに考えております。迅速なワクチン接種対応、豪雨災害への警戒など、基礎自治体である町に求められる役割と責任は大きいのですが、町民の皆様の安全・安心を最優先に、職員と共に取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いをします。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専決処分承認が6件、出資法人の経営状況の報告が1件、繰越計算書の報告が3件、財産の取得に関する議案が1件、条例制定に関する議案が1件、条例改正に関する議案が4件、補正予算が4件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西岡利昌） これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番柿本正君、6番東勝一君を指名します。

~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長（西岡利昌） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る6月2日開催の議会運営委員会において、本日から18日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から18日までの9日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（西岡利昌） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。次に、監査委員より4月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、本日まで受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第4 行政報告

○議長（西岡利昌） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志） 令和3年3月議会以後の行政報告を行います。お手元にお配りの行政報告をご覧ください。総務課。2月8日から5月24日までの落札状況でございます。入札件数78件、設計金額の総額4億4,172万6千円、落札総額4億174万1千円、落札率90.9%。

①建設工事44件、②測量・設計コンサルタント2件、③委託業務23件、④物品・その他9件で、内訳につきましてはご覧のとおりでございます。企画政策課。（1）内閣府主催の令和2年度地方分権改革に関する提案募集において、本町が提案した国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化に関する提案が、令和2年度地方分権改革推進アワードを受賞しました。その他の受賞団体はご覧のとおりでございます。（2）長引くコロナ禍において、生活に不安を抱える女性への支援のため、県内メーカー3社から愛媛県を通じて寄贈された生理用品を以下の窓口で配布しました。保険健康課。5月1日から65歳以上の高齢者を対象に、新型コロナワクチンの優先接種を開始しました。高齢者の優先接種については、年齢順に接種券の送付を行い、7月末までに終える予定です。2ページをお願いします。接種実績

及び予約率をご覧のとおりでございます。介護福祉課。小規模多機能型居宅介護事業所を新たに整備した次の事業所に対し、介護基盤整備事業費及び開設準備経費等の補助金を交付しました。社会福祉法人砥部寿会が4月1日に開所した小規模多機能ホーム砥部オレンジ荘へ①施設整備分3,360万円、②備品整備分400万6千円。次に、社会福祉法人広寿会が5月1日に開所した、やまの里たまたにへ、3ページお願いします。①施設整備分3,360万円、②備品整備分745万円。子育て支援課。(1)令和3年度の学級編制、5月1日現在。保育所、総園児数249人、部屋数20室。認定こども園、総園児数84人、部屋数5室。幼稚園、総園児数62人、部屋数6室。放課後児童クラブ、総児童数316人、クラブ数9クラブ。各施設の年齢別の園児数、部屋数等の詳細につきましては、3ページから次の4ページの表のとおりでございます。4ページの1番下の所、(2)麻生保育所園庭等整備工事が3月31日に完成し、平成29年度より着手してきた麻生保育所改築事業が完了しました。内訳はご覧のとおりでございます。5ページをお願いします。(3)新型コロナウイルス感染症の影響により、安心して出産・育児ができる経済的支援として、令和2年4月28日から令和3年4月1日に生まれた児童95人に対し、1人10万円の新生児特別定額給付金を給付しました。建設課。主要工事の進捗状況。令和2年度からの繰越分、町道田ノ浦川井線、道路災害復旧工事他21件、全体進捗率40%。北川毛角谷水路、災害復旧工事他10件、全体進捗率10%。上下水道課。主要工事の進捗状況。公共下水道事業関係、令和2年度からの繰越分、面整備、①高尾田区70の1工区、進捗率80%。②高尾田区71の1工区、進捗率60%。③高尾田区71の2工区、進捗率80%。水道事業関係、令和2年度からの繰越分、第6配水池築造造成工事、進捗率40%。②第6配水池場内配管工事、進捗率20%。学校教育課。(1)令和3年度の学級編制、5月1日現在。小学校、総児童数1,048人、学級数46学級。6ページお願いします。中学校、総生徒数597人、学級数20学級。各小中学校の内訳は以下のとおりでございます。(2)3月20日に宮崎県宮崎市で開催された第44回全日本アンサンブルコンテストに、砥部中学校吹奏楽部打楽器六重奏の生徒が出場し、銀賞を受賞しました。7ページをお願いします。社会教育課。(1)2月26日、次の3名を砥部町指定無形文化財砥部焼の技術保持者として認定しました。(2)4月22日、国道33号において、東京オリンピック聖火リレーを実施し、ランナー6人が1,220メートルを聖火でつなぎました。以上で行政報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 以上で行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長(西岡利昌) 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は、35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。9番佐々木隆雄君。

○9番(佐々木隆雄) 9番、佐々木隆雄でございます。今日は3点ほど質問を用意いたしました。まず最初に、私自身も一昨日、1回目のワクチンを受けましたが、案内をもらって、町のセンターの方に、すぐ電話入れました。そうすると、こことこことここの3つぐらいの病院を紹介していただいて、ここだと比較的早く打てますよと、そこまで案内をいただきました。私も同じ校区内の病院が1つあったので、そこに電話しましたらスムーズに、一昨日の10時半でどうでしょうかというふうなことで、すぐ予約を取り、2回目の接種についても、3週間先の29日の11時で予定してくださいというふうなことでした。非常に安心して受けることができました。全員協議会でも、他の議員さんからも、砥部町のやり方についてよかったよという声がたくさん寄せられてるというふうな話もありましたが、私も松山市の医者にも、その話をしましたら、お2人の先生が本当に砥部のやり方はスムーズでいいんじゃないかというふうなお褒めの言葉もいただきましたので、ここでまずそういうことを紹介させていただきたいというふうに思います。それでは、質問の方に入ってまいります。1点目は、コロナ対策の今後の進め方についての質問でございます。先ほどの副町長の報告にもありましたが、65歳以上の高齢者については、7月中に終了できるというふうな見通しになってるかと思いますが、それ以後の実施についてどのような計画になっているのか、これが1点目でございます。それから実施時期がずっと遅くなるといった場合には、感染者の早期把握に向けて、PCR検査の検体を自己採取できるキットの活用などの導入もできないだろうかというふうに考えております。以上2点について、町長のご所見をお伺いいたします。2点目は、オンライン陶器市の取り組みの関係でございます。4月の29日から5月の16日まで実施されました砥部焼オンライン陶器市における取り組みの概要や利用実績、課題や教訓など、また、今後この取り組みについてはどのようなお考えなのか、町長にお伺いいたします。3点目です。校則の実態の把握についてでございます。最近、校則に関する報道などを見聞きすることが増えてきております。頭髪の黒染めの強要や、段差をつけたツーブロックという髪型の禁止、下着の色を白と決め教員がチェックするなどなど、そのような校則に疑問の声が広がり、社会的な問題になっています。町内小中学校の校則について、実態把握しているのかどうか。また、問題になるような項目や、そのような表現があった場合には、どう対応していくのか、教育長の所見をお伺いいたします。以上3点です。よろしく願いいたします。

○議長(西岡利昌) 佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。はじめに、コロナ対策の今後の進め方についてのご質問ですが、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、4月下旬以降、国から供給されるワクチンの量に応じ、82歳以上の方から年齢順に接種券を送付し、医療機関で予約、接種を受けていただく方法で実施しており、希望する高齢者の方につきましては、7月末で接種が完了する見込みとなっております。また、今後のワクチン接種計画につきましては、高齢者の優先接種終了後、接種体制に空白期間を生じさせないよう、引き続き、国が示す接種順位に基づき、60歳から64歳の方、基礎疾患のある方、居宅サービス事業所等の従事者への接種を行い、次に59歳以下の方へと段階的に進め、10

月末までの完了を見込んでおります。しかしながら、現時点で国からのワクチン供給量の見通しや、ワクチン接種方法等について、不透明で流動的な部分があり、計画を変更する場合がありますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、PCR検査キットにつきましては、感染リスクの高い繁華街等での無症状者に焦点を当てたモニタリング検査として活用されておりますが、感染者数の低い本町での導入予定はなく、まずは、ワクチン接種の一刻も早い完了に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。次に、オンライン陶器市の取り組みと今後の計画についてのご質問ですが、今回のオンライン陶器市は、昨年からの新型コロナウイルスの影響で落ち込んでいる砥部焼の売上を挽回しようと、砥部焼協同組合が主催し、開催をいたしました。50軒の窯元が参加し、それぞれ個性を活かした約500種の作品、約6,000点が出展され、目標800万円に対し、約764万円を売上げました。課題といたしましては、前半にアクセスが集中し、後半伸び悩んだことから、商品の追加や入れ替えなどの工夫が必要であること、また、砥部焼の知名度を上げるための告知方法などの改善が必要であると感じました。これらの課題を踏まえ、組合からの情報発信強化や、次回のオンライン販売に活用していく予定でございます。次に、校則の実態把握につきましては、教育長が答弁をいたします。

○議長（面岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えをいたします。校則の実態把握についてのご質問でございますが、現在、町内の全ての小中学校では、集団生活の中でお互いに不快感を与えないようにするため、また、登下校中に不審者などから身を守ることを目的に、決まり事として、児童生徒、保護者に周知をしており、これにつきましては適宜、見直しを行っております。特に砥部中学校におきましては、学校が決まり事を一方的に押し付け、それを遵守させるのではなく、生徒が積極的に関わり、自ら考え、作り上げていくものだという考えのもと、毎年、生徒に対し見直しのための調査を実施をしております。その中で、生徒からの提案や保護者からの意見があれば、生徒会執行部、PTA執行部、学校長を始めとする教員で組織する検討委員会において協議を行い、必要な改正を行っているところでございます。ご質問の中のツブロックという髪形の禁止につきましては、砥部中学校の決まり事の中にも含まれております。これにつきましては、県内の高校の校則にもツブロックを禁止している現状があり、それを受けているものと思われまます。そのほか、剃り込みや脱色、染色をしないなども挙げられております。現状は、これらに違反する生徒は殆どいませんが、違反する事案が生じた場合でも、強制的に排除や強要を求めるのではなく、個別に生徒と保護者を含めた話し合いを持ち、双方納得のうえで是正が図られることが、教育上重要なことだと思います。教育委員会といたしましても、決まり事は学校から与えられるものではなく、生徒が自らを律するものとして、それぞれの立場を尊重しながら作り上げていくべきものであり、合理的な説明ができないものや、児童生徒への人権侵害を招くようなものであってはならないと考えていますので、学校の意見も尊重し、必要に応じ適切に学校を指導してまいりたいと思っております。以上で、佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） まずは、コロナ対策の関係に入りますが、広報とべの6月号、つい先日届きました。それ見ますと、16歳から59歳までの基礎疾患がある方の優先接種案内がありました。まず、その関係で、対象となる方の見込み人数っていうのがどれぐらいなんでしょうか。それから身体障害者手帳で、呼吸器、心臓、肝臓、腎臓、各機能障害である人、療育手帳所持者ほか、町が把握している申し出が不要ですというふうな人数がどれぐらいなんでしょうか。まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 篠原保険健康課長。

○保険健康課長（篠原万喜枝） 佐々木議員のご質問に対して回答させていただきます。高齢者の優先接種の終了後のスケジュールとしまして、まず1番目の優先順位としての64歳から60歳、そして基礎疾患を有する方、障がい者等につきましても、同じように発送をご案内というふうなことで順番を考えております。6月1日おっしゃったように、基礎疾患を有する人に関しましては、本町において、対象数としましては1,190名となっております。障がい者等につきましては、500名というふうなことで、総人口の約8.3%を見込んでおります。この方々の接種率、8割というふうなことで想定いたしましたところ、1,352人というふうなことで、対象数を予定しております。以上となります。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） その方たちは、もうすでに案内も入ってるということですね。あと町長の答弁の中に、10月末までには終わらせたいと。そうは言ってもその国の方からのワクチンの状況で変わりますというふうなことではあるんですが、比較的もう10月末までにやりたいというふうな答弁もありましたので、これは極力そうなるような方向で、努力もしていただきたいなというふうに思います。それからPCR検査については考えていないというふうなことなんですけども、関連するので、これは、介護福祉課になるんですかね。4月5日から実施しました高齢者施設等でPCR検査の無料案内がありましたが、利用実態は今どうなってますでしょうか。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。令和3年6月7日現在で、36の方が利用をされております。金額にしまして、77万2,500円の交付金を支出しております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） この件についてはですね、1人2万5,000円で1,600人の予定で4,000万というふうな金額を議会でも承認をしたと思いますが、もちろん来年の3月末までというふうにしてはしておりますが、だんだんとワクチン接種も進んできておるので、特にこの高齢者施設等では、重なって検査までは必要じゃないかなという方が多いんだと思います。ただその10月までということにはなってますが、やはり、これからもだんだんと人の流れ、最近人流という言葉ですかね、流行っておりますが、流れも増えてくるというふうな中では、やはりPCR検査のようなものももう少し工夫して、取り入れて、できる限り早期に感染者を見つ

けて、隔離するというふうなこともまだ手を打っておく必要があるのではないかというふうに思います。特に政府の分科会は、体調が悪いなど、わずかでも症状のある人に短時間で結果が出る抗原定性検査を実施し、陽性であれば同じ職場の人全体にPCR検査を行うなどの手法を、併用するなどの提案も行っています。例えば学校の先生とかですね、考えられるのではないかと思うんですけども、そういう職を絞って、検討するというようなことはいかがでしょうか、町長。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどもお答えさせていただきましたように、必要性が多くあれば、そういうことも考えられますけれども、学校の先生等につきましても、ワクチン接種等につきましても、今後のいろんなところで優先順位とかいうふうなことで、今ワクチン接種を1日も早くというふうなことで、進めたいというふうに思っております。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 予算を計上してますし、別のところで使うということではありませんで、この4,000万もできる限り使わないに越したことはないかと思いますが、場合によっては、活用というふうなことも検討もしていただきたいというふうに要請をしておきます。2点目のオンライン陶器市の関係ですが、50の窯元さんが出展されたというふうなことだったんですけども、具体的な案内とかですね、それから参加要件とかいうのはどのようなものだったのでしょうか。

○議長（西岡利昌） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋桂） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えいたします。具体的な案内ということですが、案内につきましては、サイトでの案内、新聞広告、テレビでの広告等に出させていただきました。窯元さんの参加要因という窯元自体は50窯が参加しました。あと作業等があるんですが、搬入とか発送とかいう作業はあります。そういう作業につきましては、委託している業者さんと砥部焼販売組合の方にも協力していただいて、参加をしております。参加窯元は50窯参加していただきました。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 窯元さんが50というのは、50しか参加できませんということなのか、もっとたくさんの窯が参加できると。多分そうだと思うんですけども、このオンライン陶器市に参加するために必要な条件は、例えばこれこれこういうことですよというふうなものがあって、出たいけど出れないとかいうふうな窯元さんがなかったのでしょうかというそういう心配もあるんで、そういうこれに参加するための要件として、どんなことが必要だったのでしょうかというふうに、もう少し私も詳しく言えばよかったですけども、そういう意味合いの参加要件といえますか、そういうもんなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（西岡利昌） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋桂） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えいたします。このオンライン陶器市の参加要件ですが、基本的には砥部焼協同組合の方の加盟の組合員さんというのが基本になります。その中で出展の要件なんですけども、それぞれ10種類の出品をお願いします

と。10種類ごとに、作品の出品点数につきましては、統一したかったんですが、それができなかったというところは反省点としてはありますが、基本的には、組合員さんというのが対象になってました。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 私もインターネットで見えたんですけども、申し訳ないんですが、議員をしておりますながら、知らない窯元さんの名前もたくさんありました。割と新しい窯元さんだなどというふうな窯元さんが結構多かったと思うんですね。逆に言うと、昔から町内で作られておいでになる窯元さんの名前が割と少ないなというふうなね、そんな感じもしたもんですから、何か参加しにくい条件でもあったのかなというふうに思ったので、お尋ねした次第でございます。あとですね、これは参加費用とかいうのは、もちろん町が管理してないからわからないかもしれませんが、一定のものが必要だったんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋桂） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。参加費用ですが、一定の割合で参加費用を取ってたと思います。組合の方が運営してますので、その何%参加料としていただいたかというのはちょっと私の方では今のところ把握しておりません。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 町の方もできる限りこういうコロナの影響等で大変な状況になっているのを応援しようということで、様々な取り組みもしていただいておりますので、まだ大きな、砥部焼まつりというふうなものが、この秋以降どうなるのかわかりませんが、できる限りそれぞれのこの業界の支援も必要かなというふうに思います。先日この砥部焼の何ていうんですかね。木でこう入れる、木の箱っていいですかね。これを作ってる業者さんとお会いすることがあって、お話してたんですけども、当然砥部焼が売れないので、私のところももうほとんど仕事がありませんよというようなことも言っておいでました。やはり1つの業種で関連するところがやはりそういう影響も与えてくるというふうなことです。改めてそういう業界も含めて、様々な支援を今後もお願いしたいなと思います。3点目のところに移ります。教育長の答弁ではですね、それぞれ一方的な押し付けではなくって、様々な形で生徒児童、先生方、保護者を含めて、その都度見直しもしていきますというふうなことですし、先ほどのツーブロックというのは、県下の高校が比較的そういうことを禁止してるとのことでの影響で、中学校でもやっているというふうなことだったんですが、多分、今、全国の高校でも同じような問題が出てきてて、そういうものについての見直しがだんだんと諮られてくるのではなからうかと思えます。その辺の高校の動きについては、しっかりと見ていただいて、適切に中学校の方への対応もお願いしたいと思います。少し細かいことになるんですが、括めてる範囲でお答えいただければと思うんですが、髪型についてはさっきありましたね。例えば長さ、それから染色の関係でもちょっと触れておいでましたんですが、例えばですね、もういわゆる元が黒じゃない生徒さんたちに黒にしてくださいとかいったようなことがないんでしょうか。それから、例えば下着や靴下の色について、具体的に指示をして

るのかどうか。スカートの丈、あと携帯、それから車で送迎等について何か規定がありましたでしょうか。わかる範囲で結構ですが、お願いできますか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まずはじめに、生徒さんですね、髪染めの件でございますが、染色についても禁止はしております。ただこれにつきましてはですね、時々要件によってですね、もともと色が赤い子とかをですね、無理やり染色さしたりですね、天然パーマのお子さんをですね、どうにかするというようなことは、特にしておりません。たまたま昨日、中学校の方へ教育委員会による学校訪問、中予教育事務所と共にしたんですが、学校訪問等ございました。その中で見た限りではですね、校則は一応あるんですが、女子の髪型についても、長い子は縛っておると。ツーブロックに近い子も見受けられたんですが、刈り上げなのかツーブロックなのか、ちょっとわかりかねるようなお子さんも中にはいらっしゃいました。ただそれらについてですね、特に学校側の方から、厳しい指導とかいうのは一切行ってないという現状もお伺いしましたので、特に、問題はないのかなというふうに考えております。あと、携帯につきましてはですね、基本は持ち込み禁止でございます。ただどうしてもけがとか、持病とかがあって親と連絡をしたいというお子さんにとってはですね、前もって携帯の持ち込みをですね、申請していただいて、許可がおりた子については、持ってくる。それ持ってきた携帯につきましては、一度学校の方の担任の方で預かってですね、使用するときにお渡しするというような体制をとっております。一応今のわかる範囲で回答させていただきました。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 私ども日本共産党で、4月の16日からインターネットで学校の校則についてのアンケート調査というのを始めました。当初は5月いっぱいということだったんですが、もう少し引き伸ばして6月いっぱい実施しております。中高生向け、小学生や10代の卒業生もOKとかですね、町職員向け、それから保護者向けというふうなことで、いくつかの質問なんかもさせてもらっております。少し前なんですが、5月の6日現在で集まった回答が約800件ありました。うち300件が中高生でした。その時点では、やっぱり校則などに疑問があるという生徒さんが80%、保護者の85%、教職員の93.6%というふうな方たちがですね、やっぱりなんか考え直さんといけないなというふうなそんな回答があったようです。中高生が疑問に思う校則で最も多いのが、特定の髪型の禁止でした。74%です。自由記載の欄になると、ツーブロックが見つかったら丸刈りになる。これは高校生です。髪を切っていたのに長いとされ、切るよう強制された。これは中学生です。もちろん、どこの誰さんだとか、一切わかりません。回答の中にそういうようなものがありました。私どもも別に校則について、学校とあるいは先生と対決しようというふうなことではなくって、最初の教育長の答弁にもありましたように、やっぱりみんなが我がこととしてですね、いろいろ考えながら、よりよいものにしていこうというふうなことです。こういった声もあるというふうなことも参考にさせていただきながら、これからもこの校則問題については、さらには、みんなが安心して、学校生活を送れるような、そういったことを目指して行って欲しいなど

いうふうなことを述べて、質問を終わらせていただきます。

○議長（西岡利昌） 佐々木隆雄君の質問を終わります。4番原田公夫君。

○4番（原田公夫） 4番、原田でございます。今回は2点質問をさせていただきます。まず1点目が、タブレットを利用した小中学校の学習計画について。GIGAスクール構想の実現に向けて、小中学校にタブレット端末が整備されていますが、今現在、タブレットが利用された学習は始まっていません。そこで、以下の3点について教育長のご所見をお伺いします。1つ、いつ頃からタブレットを利用した学習が始まるのか。2、どのような形で授業が行われる予定なのか。3、タブレットを使った授業における視力への影響は。2点目が、新型コロナウイルスによる本町産業への影響はということで、昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、在宅時間が長くなり、ゲーム業界関連や白物家電のメーカーが業績を伸ばし、巣ごもり特需となっています。一方で、人の流れが消え、運輸・観光や百貨店の需要が失われています。そこで、本町の基幹産業である農業や窯業はどのような影響を受けているのか。特に、砥部焼まつりが2年に渡り中止となっている窯元の状況はどうなっているのか、町長にお伺いします。よろしくをお願いします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、1点目のタブレットを利用した小中学校の学習計画につきましての質問ですが、私の答弁のあと、教育長が答弁をいたしますので、よろしくをお願いします。2点目の新型コロナウイルスによる本町産業への影響についてのご質問ですが、まず、農業につきましては、外食需要の減少により、デコポンや伊予柑など、柑橘類の売上が前年比で約2割減、デルフィニウムなどの花き類の売上が約6割減少するなど、影響を受けた農業者に対しまして、国から約1,900万円の支援交付金が給付をされております。農業収入への影響を抑えるため、減収分が補填される農業経営収入保険への加入を促進したいと考えており、本定例会に補正予算として計上している保険料の補助制度により、農家を支援してまいりたいというふうに考えております。また、窯業につきましては、緊急事態宣言など、外出自粛の影響による販売店の不振や、令和2年春と秋、そして今年の春の砥部焼まつりが中止になり、町内販売店の売上は前年比で約4割減、また、中止した砥部焼まつり3回分の売上額の損失は1億2,600万円と推計をしており、窯業は依然厳しい状況でございます。このような状況下において、昨年度は、国の持続化給付金、県・町の融資対策や補助金による事業継続支援を行い、加えて、小規模なテント市の開催や、オンライン陶器市など、コロナ禍で売上を確保する工夫や取り組みに対しても、支援を行ってまいりました。ワクチン接種も本格化し、明るい兆しも見えてきましたけれども、あともう少しふんばっていただいて、本町といたしましても、国・県と連携しながら支援を継続してまいりたいというふうに考えております。以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 原田議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず、いつ頃からタブレットを利用した学習が始まるのかということでございますけれども、約1,800台のタブレットすべてにログインIDを割り当て、教育支援ソフト等の連携やエラー解消を行い、

6月からタブレットを利用した学習を始めております。それに伴い、ICT支援員1名を配置いたしまして、小中学校を巡回させ、まずは、技術的なサポートに当たらせております。これから教員に対し、授業支援ソフトやデジタルドリル教材などの操作研修会を行い、ICT機器を活用する技術や指導力を向上させたいと考えております。次に、どのような形で授業が行われる予定なのかということをごさいますけれども、文書作成や表計算の利用、また、ドリル教材などソフトウェアを利用した学習、課題に対する調べもの学習、教科書のQRコードを活用した動画の視聴による学習などが考えられます。その他、不登校児童・生徒を含めて、家庭での学習についても、対応してまいりたいと考えております。また、今年度、デジタル教科書実証事業に参画する麻生・宮内・広田小学校につきましては、一部の教科について、デジタル教科書を活用した授業を行う予定でございます。最後にタブレットを使った授業における視力への影響はということでございますが、文科省がICT利用の先進校教員へ実施したアンケート結果で、懸念される健康面への影響としまして、ドライアイ、視力の低下、姿勢の悪化、睡眠の質の低下、認知機能の低下などが見受けられるとのことでした。そのため、1日当たりのタブレット利用時間の制限、タブレット画面への直射日光や電灯の映り込み防止対策、教室内の明るさを一定に保つなどの教室環境の調整、さらに学校医との連携や、養護教諭の適切な指導などを想定をしており、児童生徒がICT機器を利用するに当たっての配慮について、学校と家庭が情報共有し、協働して対応してまいりたいと思いません。以上で、原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 4番原田公夫君。

○4番（原田公夫） まず1点目の方のタブレットを利用した小中学校の学習計画ということで、1,800台を使って6月から始めるということですが、支援員を配置し、教員の研修を行うと。実際に、先ほどのお話では6月から始まっておるとい認識でよろしいんですか。それとも、6月中に教員の研修会を行ったり、そのあとで利用して始めるという認識でよろしいですか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ご質問にお答えをいたします。学校に関しましては、すでにタブレットが導入されておりますので、できるだけ可能な限り利用を始めて欲しいというようなことはですね、通知しております。先般、学校に確認いたしました、一部そのIDの割り付けというのができてないところもございませけれども、基本的には今週から、今週からといいますか、6月からですか。6月から何らかの形で、タブレットを活用しているという状況にはございます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 4番原田公夫君。

○4番（原田公夫） 何らかの形で活用を始めているということで、パソコンの支援員1名を配置して、教員に研修会を行うという答弁でございましたが、その研修会はいつ頃予定されとんでしょうか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員のご質問にお答えをさせていただきます。まずはじ

めに、ICT支援員の配置状況でございますが、毎週何曜日にはこの学校へ行くことの配置はもうすでに完了しております。月曜日には広田小学校、火曜日は砥部小学校、水曜日は宮内小学校、木曜日が麻生小学校、金曜日が砥部中学校。これを毎週繰り返して、ICT支援を配置をするようにしております。それとICT支援員の業務内容でございますが、授業計画の作成支援、ICT機器の準備、操作支援、研修支援等でございます。また、タブレット端末に導入しましたソフトウェアに関する操作支援。あと、タブレット端末のハードウェア、ソフトウェアに関する不具合の対応ということでございまして、必ずしも研修だけが仕事というわけではございません。その研修につきましても、各学校のGIGAスクールの進捗状況に合わせて、適宜研修の方は実施をしてみたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 4番原田公夫君。少し大きい声でお願いします。

○4番（原田公夫） 国のICT、GIGA構想を前倒して昨年、タブレットを事前購入という形で、前倒しで始めておるわけなんです、この事業、前にタブレットもコンピューターの1つということで、耐用年数ではないですが、5年ぐらいすると入れ替えがあるんじゃないかというようなことも言われておりますが、今回は、補助金とかそういうのがありましたが、例えばその5年後は、また必ず補助金がもらえて、更新ができるのかというような見通しはどうなってますか。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 原田議員のご質問にお答えをさせていただきます。タブレットの5年後の見通しにつきましてははですね、これもタブレットにつきましても、パソコンと同じ電子機器でございまして、5年を周期としてですね、買い替えをしていかなければならないと考えておりますが、今回につきましては、導入時期におきましては、国からの補助金がついてまいりましたが、5年後どうなるかについては、私どもの方でもちょっと想定はつかない状態でございます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 4番原田公夫君。

○4番（原田公夫） 国公立の学校では、国の補助金使って今回購入したというような経緯がございまして、3月の時点で私立の小中学校が全国に約1,000ぐらいあるらしいんですが、端末購入の補助申請があったのは200校であると。8割は国の補助金を使わなかったと。そのところで何が問題になるかということですが、私立の場合ですと、学校が持っておると、故障とかいろんなことになった場合に、学校の方が全部、管理費を見ないけないというようなことをやっぱり危惧しておると。また、今どきですので、個人ごとにタブレットのメーカーとかいろんな機能とか、やっぱり今ですからいろんな部分があるかと思えます。国の補助金ですと、決まった形のソフトとか、そういったものを利用して、多分統一してやるんだと思うんですが、それより高度なもんを、またみんなのもんで、そういったソフトあるものを利用した授業の方が子どもの学習力アップに繋がるのではないかというようなことも、やっぱり危惧されておるようなことで、私立学校では、ソフト面で多少国庫補助は使っても、ハード面については、父兄負担とかいうような形で、やっておる所が多いというような調査

があるようでございます。それと、やっぱり国庫補助をもらおうと制度的な制約が多すぎて、生徒に日常使いさせるのはなかなか難しいのではないかと。また、先ほど、家庭での学習というようなことになるとやはり貸し出しということになると思うんですが、そういったことも、学校からの貸し出しということになるとやっぱり限界があるんじゃないかというようなことも危惧されておるようなことも言われております。こういったことが問題で私立の学校では、補助を使わずに家庭で買ってもらってるというようなことがあるようでございますが、今回の国庫補助を使った場合に先ほど今言いましたような制約とかいうのは、抜本的にあるのかなのか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ご質問にお答えをいたします。国庫補助で砥部町がパソコンを購入したわけでございますけれども、特に補助金を受けたことによって、例えばソフトであるとか、その使用について制限を受けているということはないと認識をしております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 4番原田公夫君。

○4番（原田公夫） 3点目の視力の問題ですが、2019年度の学校保健統計調査で、裸眼視力が1.0未満だった小学生が34.57%、中学校が57.47%というようなことが出ておりますが、そういったことになりますと、先ほど言いましたドライアイとか利用時間の制限をかけるということで、そういった視力の衰えに歯止めがかかるというようなご答弁があったと思いますが、私も孫がおりまして、いつもうちに来てタブレット見ながら、1日、結構な時間見えますけど、田舎ですから、時々やめて外の緑を見るとかそういったことでだいぶ違うのかと思いますが、学校内ですと、なかなか利用時間の制限というのも授業の時間だけということなんでしょうけど、タブレットのみならずスマホでも長い間見ておると、やはり目がチカチカするとかいうようなことが言われております。そういったことがありますので、できる限り学校において、対応をきちんとと言われておった内容を遵守して指導をしていただければと思います。次に、2点目の本町産業への影響ということで、先ほど、町長答弁の中で外食産業とか、デコポン等が2割減、花きとかが6割減と。1,900万円の支援交付金が出ておるとか、農業収入の保険の補填、今回の補正に出ておりましたが、補助をしていくとかいうようなことが出ておりました。それで、農業の方で柑橘についてはそうですが、野菜とかになると巣ごもり特需ということで、需要が増えて3、4割高で推移しておるといような報道がされております。そういった部分では、野菜を作っておる農家は少しよかったんじゃないかというような気がします。あと、最近報道でよく出るのが米の単価の問題なんですが、外食産業の需要が落ち込んで需要と供給のバランスというんですか。値下がりが続いていると。農林水産省の2020年産米の4月の業者間取引価格が、平均60キロ当たり1万4,732円で、前年より1,043円下がったと。率にして6.6%下がったと。また米の消費量につきましては、消費者の米離れというような傾向も最近続いておるとともに天候不順で不作だったということがあって、価格は上昇傾向でありましたが、去年は作柄がよかったということで、それと外食産業向けの需要がコロナ禍で減少したということの要因で6年ぶりに値下が

りしたというようなことを言われております。今年は昨年の在庫も重なって、さらに価格がまだ下がるんじゃないかと。消費者にとってはありがたいことではございますが、米作っておる農家にとっては、かなり厳しい事であるんじゃないかと。こういったことが先ほど出ておりました農業収入保険ということでカバーできるかどうかというのは、ちょっとわかりませんが、そういったことでカバーできればいいとは思いますが、こういったことがあるということが、農家にとっては大変厳しいかなというように思っております。先日、農協JAえひめ中央の広報の中に、今年1月の緊急事態宣言発令の影響によって、影響を受けた農作物への支援制度が創設される予定ということで、高収益作物次期作支援交付金に関するお知らせのチラシが入っておりました。この申請の提出期限は、明日の6月11日までに各経済センターまたは営農支援センターへ出してくださいというような内容でございました。要件としては、令和3年1月から3月に出荷販売した作物であること。対象となる品目がメロンとかつまもの類、大葉、ハーブ、パクチー、パセリとか、切り花とか、香りのある酸柑橘、ゆず、レモン、すだち、かぼすとか、そういった品目ではございましたが、補助について、今年の1月から3月における売上が前々年の同時期より減少している場合は、助成金として、減収した品目の減少合計額の8割、これ10アール5万円が作付面積の上限みたいでございまして。施設栽培の花き等については10アール80万円、施設栽培の果樹については10アール25万円が上限というように出ておりましたが、その他の要件として、対象園地での農薬肥料などの取り組みや、収入保険の加入に向けた具体的な検討などが必要になってくるというようなことが、チラシに書いておりました。そういったことで、農業につきまして1月から3月につきましては、そういった補填される部分が出ておりますが、先ほどのもので言うと、今回、農業収入保険の補正が6月補正で出ておりますが、そういったことに使われるものなのか、単純に昨年度についての部分もあるのか、ちょっとそのあたりわかればお知らせいただけませんか。

○議長（西岡利昌） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 原田議員さんのご質問にお答えいたします。町長の答弁の中で申し上げた約1,900万円の支援交付金は、先ほど原田議員さんがおっしゃってた高収益作物に係る支援交付金の昨年度のものであります。当時は、対象品目が現在のものより幅広いものでしたので、かなり広範囲に支援金が交付されております。一方で先ほどおっしゃってました今年度版の高収益の支援交付金につきましては、対象品目がかなり限定的です。主にワサビなどつまもの類や香酸柑橘、すだちやかぼすなどになっておって、本町でおそらく対象になる農家さんはいないだろうという見込みです。現在のJAでの情報ではそのようになっております。以上でお答えいたします。

○議長（西岡利昌） 4番原田公夫君。

○4番（原田公夫） 高収益の方は、本町では対象の方は多分ないだろうということでございましたが、前段で話しました米農家については、値崩れといいますか、安くなっておることについての対策みたいなのは、どのようなことを考えていらっしゃいますか。

○議長（西岡利昌） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 原田議員のご質問にお答えします。本町の米の農家に対する影響なんですけど、昨年度の冒頭で申し上げた高収益の補助金に関して言えば、該当となった品目というのは、果樹と野菜と花き類の3種だけで、米の実績はございません。従いまして、このデータから把握する限りは、米については影響がなかったものだと判断しております。今後の対策なんですけど、答弁の中で申し上げましたとおり、農業経営収入保険というのを軸足に対策を考えております。これは、万が一、農業収入がゼロになったとしても、約8割の保証があるという内容ですから、その掛金に対して補助するものです。これによって、加入促進を図って、農家の所得安定を図りたいと思います。以上です。

○議長（西岡利昌） 4番原田公夫君。

○4番（原田公夫） 米については影響がなかったと。単価が安くなっていきよるということは、消費者にとっては先ほども言いましたが、ありがたいことだということで、その他については、高収益の部分を使って対応できるというような部分で対応するというようなことのでございましたので、農家にとってよりよい方向になるように引き続き、ご尽力いただければと思います。次に、窯業についての問題でございますが、販売店の不振と、売上が4割減った。3回の売上減で1億2,600万円。春の砥部焼まつり、秋の砥部焼まつり3回で、そのぐらい売上がなかったと。去年は持続化給付金とかを利用して、テント市で支援をしたということではございましたが、焼物については、ネット販売を始める経費や広告費を前に補助を出しておりますが、若い窯元の人にとっては、そういったツールを使って、十分対応できるのかと思いますが、高齢の窯元も多分多くいらっしゃると思いますし、新しい販売方法の対応が難しい場合もあるんじゃないかと思っております。そういった高齢者の窯元に対しては、それらを使った課題解決への手助けも必要になってくるとは思いますが、そのあたりはどういう対応される予定でしょうか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほども答弁しましたけれども、オンライン市が50軒しか参加がなかったというのは、年取った窯元の方はそんな面倒くさいけん、わしらは出来んというようなことで、参加が少なかったんだろうということも懸念されます。今、原田議員の質問の中にそういうふうな年寄りの方が、うちの方へ困っておるというような意見がどんどん出てきましたら、また十分検討したいというふうに思っておりますけれども、そういう意見がきてないので、そういう窯元さんにもいろんな窯元さんおいでますので、またそのあたりの実態把握は十分したいというふうに思ってます。

○議長（西岡利昌） 4番原田公夫君。

○4番（原田公夫） 昨年から政府の支援策で、先ほども砥部焼まつりが2回なかった部分と秋ので1億2,600万ほどの売上がなかったということではございますが、そういったことに対しまして政府の支援策として、特例貸付、無利子でお金を貸し付ける制度があったと思います。社会福祉協議会が窓口になって、緊急小口資金等総合支援資金の名称で、最大で2,000万円程度まで借りられるというようなことが言われてますが、4月17日現在で、2つの資金の貸付総額がこれはいろんな業種なんですけど、全国で8,430億円程度、申請件数が4万件と

いうことで出ておるようでございます。貸付金でございますので、無利子とはいえ、借金すれば返さなければならぬと。そういったことが、給付金とかもらって、それらに充てておったのではなかなか回転、自転車操業的な感じになってなかなか前向いていかないということで難しい問題も出てくるのではないかと感じております。またやはり、これからがワクチン皆さん打たれて、外で対外的にやるようになれば、やはり大きなおまつりということで、直接品物を見て、手で触って、多くの品物の中から好きなものを選べるとそういったことにならないとなかなかいっぺんに大きな売上をするのは難しいんじゃないかと思っております。先ほどの佐々木議員の質問の中でも、オンライン市で目標が800万というようなことでしたが、5,000万の売上でしょうと思ったら、年間それを何回やらないといけないかというようなことで、なかなかそれも難しいのではないかと感じております。そういったことで、なるべくそういったことが早くできるように、1日も早く皆さんがワクチンを打って、先ほどワクチンのところで10月末までにはどうにかなるというようなことでしたが、早く普段の状況に戻れるよう努力をしていただきたいと思っております。あと、今回6月補正で砥部焼まつり実行委員会が導入する非接触決済対応のレジの購入なども出ておりましたが、またあと、松山BEERフェスの運営負担金とか、そういったことで、砥部焼の販売振興に十分充実した政策で対応していただきたいと思っております。そういったことをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（西岡利昌） 原田公夫君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前11時10分の予定です。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。2番日野恵司君。

○2番（日野恵司） 2番日野恵司でございます。はじめに、本町におきましては現在、新型コロナ接種券の配布もすでに65歳以上の方には終わっておりまして、対象者すべてにもう発送は済んでおります。今現在は、接種の予約及びワクチン接種が行われておりまして、特に問題もなく行われておるようでございます。これに対しまして、町長をはじめ関係者の方々のご努力に対し、心から感謝を申し上げたいと思っております。まずそのことはお伝えをいたしまして、これより2点の質問に入りたいと思っております。1点目は、eスポーツの活用と普及についてでございます。eスポーツとは、エレクトロニックスポーツと、この略称でございます。年齢、性別、国籍、障がい等の垣根を超えた電子機器を用いたゲームでございます。ゲームをなぜスポーツと言うかといいますと、一般にスポーツといいますのは、我々が普段やっている一定のルールに基づいて、そして体を使って勝敗を競う、これの競技でございますが、スポーツのもう1つの意味合いは、娯楽という意味合いがございます。従って、普段のリアル

スポーツと、この娯楽というのを2つ合わせて、総称してスポーツというふうな定義づけをしております。1980年代に、コンピューターゲームが誕生して以来、若者層を中心に、数多くの方がゲームを楽しむようになっております。今現在では、スマホ等にもちゃんと無料のゲーム等がありまして、若者層あるいは我々も時間がちょっと空いた時はやっているというふうな対象者の方も多いようでございます。現在、eスポーツの競技人口としては、360万人いると言われております。サッカーあるいは野球、こういったところの競技人口が750万人強でございますので、それから比べると若干半分弱なのかなというふうな競技人口ではございます。普及すればするほど、いろんな問題点がやっぱり発生をしております。WHO、世界保健機構が2019年に、ゲーム障害を疾病として認定したことを受けまして、2020年の3月には、愛媛県のお隣である香川県の方で、18歳未満の子どものインターネットやゲーム依存症を防ぐために、ゲーム等の利用時間を1日60分、平日でございますが、休日は90分と、このようなことをしてですね、ゲーム依存症対策条例が県議会の方で可決、成立をしております。これらの問題を含め、先ほど原田議員が言いましたそのタブレット見た時の視力の問題も含めてですね、こういったものと問題を向き合って対策を講じていくことが重要だと考えております。しかしながら、様々な意見はあろうかと思いますが、その一方でこのeスポーツの持つ多様性を国の自治体が注目、あるいは研究をしておるのも事実でございます。今から言う内容についても、ぜひ活用してみてもどうかということの1番目として、医療や福祉の活用でございます。パラスポーツとしての活用をしてもどうかと。あるいはeスポーツと障がい者をテーマにした交流会の拡大、障がい者の一生涯楽しめる趣味として、あるいは医療の関係では、eスポーツをすることによって、高齢者の脳の活性化をすると。それが認知症予防にも繋がるというふうな研究もされておるようでございますから、そういったものの活用も含めてされてはどうかと。2つ目には、今どこの地域でも問題でございますが、地域の活性化の問題でございます。どんな手を打ってもなかなか活性化することについては、非常に難しいのが今現状でございますが、観光資源、先ほど砥部焼まつりの問題もいろいろこう言われておりましたですけれども、こういう観光資源、あるいはイベントと連携をしてですね、eスポーツの普及もしてはどうかと。あるいは住民間の交流創出、あるいは、地域コミュニティの活性化、新たな文化の定着、こういうこともですね、全国の市町村の中では、進めている市町村もあるようでございます。さらには教育、国際交流、本町には南校の分校しか高校はございませんが、高校の部活動におけるeスポーツの浸透によるICTの人材教育の強化。さらには学生大会の増加によりまして、eスポーツを通じた国際交流、あるいは外国語学習などが考えられております。全国的には、全国高校eスポーツ選手権大会とかいうのはもうすでに開催をしております。従って、今後高校の部活動として、特に今現在では通信制の学校が導入をされてるようでございます。普通の平日の時に行く学校よりもですね、通信制の方が非常に時間が取りやすいということで、手軽にできるというふうなこともあって、通信制の学校の方はどんどんどんどんこう伸びてるのが現状でございますが、一般の所ももちろんございます。ちなみに愛媛県では、今年度学校名を改名をいたしました旧城南高校、現在の松山学院高校で、本格的にeスポーツ部が誕生をしております。さらに

は河原情報技術専門学校では、ゲームクリエイター科という科もありまして、将来、ゲーム関係の職業に就きたい若者たちがそこで学んでおるようでございます。実際このeスポーツ、今すごく人気がありまして、プロの選手も愛媛県にもいらっしゃいます。それを職業としてですね、現在プロスポーツの世界で戦ってる方もいらっしゃる。あるいはその企業が企業のスポーツ部というのを作ってですね、企業対抗のメンバーも、いわゆる就職させて集めていこうと、こういうふうな動きも出てるのも事実でございます。従ってこの分野はですね、非常にいろいろな分野で活用できる可能性を秘めたスポーツでございます。ぜひ、本町においても普及を検討されてはどうかと、町長のご所見をお伺いしたいと思います。2問目でございますが、小規模災害における町独自の支援金制度の導入についてでございます。近年、毎年、日本のどこかで大規模災害が発生をしております。その大半は、台風による大雨のために、一級河川と言われる河川の氾濫による水害が多いようでございます。本町も隣接してる重信川がございまして、地域防災計画の中でもその危険性については指摘をされております。しかしながら、大規模災害が発生した場合のほとんどが広域になります。広域になり、被害数も多いことから、国の災害救助法、あるいは激甚災害指定、こういった適用を受けて、国や県の補助金を受け復旧・復興ができるのが現状でございます。被害世帯についても、被害者生活再建支援金というのが出されておまして、被害状況に応じて支給をされております。しかしながら、小規模災害の場合には、一定の基準を満たしてないため災害救助法の適用外になります。全壊、あるいは大規模半壊であっても、最終的には自己負担、こういうことに基本はなっております。一部、平成29年の時の高尾田、八瀬の方の浸水の時にもそうでございますが、廃棄物処理費用とか、あるいは消毒費用とか、こういったものは町の方で見ていただいております。しかしながら、大規模になった、あるいはこれを適用はない、あるいは同居家族がいる場合はですね、まだ正直言って再建できる可能性があります。高齢世帯だと極めて再建するのは難しいというふうなことが思われると思います。本町には特別災害見舞い金等支給規則、この規則がございます。全壊で3万円、半壊で2万円、床上浸水で1万円の見舞金が支給をされております。元の生活のサポートできる町独自の被災者生活再建支援金の制度の導入は、必要だと思われませんが、町長のご所見をお願いしたいと思います。以上2点、よろしく願いをいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員のご質問にお答えします。はじめに、eスポーツの活用及び普及についてのご質問ですが、年齢や性別、国籍の違いや障がいの有無などに関わらず、誰もが参加でき、共に楽しめるeスポーツは、医療福祉分野では認知症予防や障がい者の社会参加ツールに、まちづくり分野ではイベントを通じた地域の魅力発信や交流促進に、また、教育分野ではコミュニケーション能力、課題解決力などの育成にと、様々な分野での活用が期待されており、東京オリンピックでの公式イベント開催など、経済的な視点でも成長分野として大いに注目されていることは承知をしております。愛媛県におきましても、障がい者の社会参加ツールとしての活用方法を検証するため、機器の無償貸与や講習の実施などの支援を開始しましたが、一方で、長時間利用による健康への影響、オンライン環境での不特定

多数との交流の危険性が懸念され、先ほどもお話がございましたように、2018年にはWHOがゲーム障害を新たな精神疾病として認定するなど、メリットとともにデメリットも指摘をされております。コロナ禍の影響を受けないeスポーツは、様々な可能性を秘めているものの、未だ成長過程にあり、関心の高まりとともに、解決すべき課題も見えてくるものと思います。いずれにいたしましても、ゲーム業界の動向把握に努め、先進地域での活用方法を検証するなど調査研究を進め、本町における有効な活用手段を検討してまいりたいというふうに考えております。次に、小規模災害における町独自の支援金制度の導入についてのご質問ですが、平成30年7月豪雨災害では、床上浸水5件、床下浸水17件と、本町単独では被災者生活再建支援法の適用にはなりませんでしたが、県内で100世帯以上の全壊被害が確認されたことから、本町も法適用になりました。その後さらに、県全域に被害が拡大したことから、県が市町が行なう被災者生活再建支援事業を補助する制度を設けたことにより、町からも大規模半壊と半壊、一部損壊世帯に生活再建緊急支援金を支給をいたしました。国では、この平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨の発生を受けて、被災者生活再建支援法の適用範囲を中規模半壊世帯まで拡大するなど、災害に関する国や県の支援制度につきましては、災害に応じて流動的に追加支援策が講じられてきております。県内市町の状況を調査したところ、現時点で独自の支援金制度を設けている市町はなく、ご提案の町単独の被災者生活再建支援金制度の創設につきましては、発生した災害に応じて、被災状況や県の支援状況を見て、迅速かつ適切に判断してまいりたいと考えております。以上で、日野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 2番日野恵司君。

○2番（日野恵司） ご答弁ありがとうございました。今も町長のご発言の中にもありましたように、このeスポーツに関しましては、愛媛県も非常に力を入れております。特に障がい者の社会参加のツールとして活用するための検証をするためにですね、今現在パイロットモデルとなる障がい者関係施設、愛媛県で11か所ございますが、そこに機器の無償貸与、あるいは講習の実施などをして、eスポーツを始めるにあたり必要な環境の整備を行っておるようでございます。実際それと愛媛県も並行いたしまして、令和2年の6月には、避けよう3密～eスポーツ体験会、9月には愛顔eスポーツ・パラスポーツフェスタ、本年の2月には障がい者施設対抗オンラインeスポーツ大会、あるいは3月7日、愛顔eスポーツ大会、このように、愛媛県もですね、非常に力を入れてこのスポーツ大会を後押ししているという状況があります。障がい者の活躍の場、あるいはその健常者との相互交流、こういったものを広げることを目的にですね、インクルーシブな大会にしてると。こういう実態がございます。従ってですね、このようなイベントに本町からも担当課を通じてですね、参加を促すような要請をしていただくことが1番望ましいんじゃないかと、このように思っておるもので、そういったことの検討をしてみてはどうかというのが1つでございますし、また、先日発表されました第2期の障害計画の基本目標の7番目、交流と社会参加の促進という目標項目がありますが、この中にもできたらeスポーツを取り入れていただいでですね、ご検討していただいたらというふうに思いますが、もしこれに対してご意見がございましたら、お伺いし

たいと思います。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 日野議員さんのご質問にお答えをいたします。日野議員さんのおっしゃられるとおり、愛媛県におきましては、先ほどの11施設がですね、機器の無償貸与などを受けてですね、そういう取り組みをしております。また愛媛県におきましては、全国でも先進地で愛媛県や福井県、茨城県など、国民体育大会でもそういうスポーツを実施しており、先進地になっておると思います。ただ、市町村におきましては、中予地区等も調べてみたんですが、まだeスポーツを障がい者の社会参加に活用しておるといような取り組みはございませんでした。このように愛媛県が先進地で取り組んでおりますので、ここの事業の内容も把握してですね、また障がい者と実際に接しております事業者のですね、相談員であったり、そういう専門職ともですね、連携をとりながら、どういう取り組みが社会参加に有効なのか、これからじっくりと検討もさせていただきまして、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（西岡利昌） 2番日野恵司君。

○2番（日野恵司） 日本ではですね、このeスポーツあるいはそのゲームアプリ、こういったものが非常に多くの業界で開発をされております。1つ面白いと言ったら語弊がありますが、日本でもですね、デジタルの薬、こういう表現でもってですね、認可が始まっております。これはどういうものかと言いますと、今までであればですね、例えば、肝臓が悪い、注射を打つ、あるいは錠剤を飲む、こういった普通のいわゆるお薬をですね、提供されて、体の改善を図るということですが、このデジタル薬というのは、その色にその特化したですね、アプリを作ってですね、それをすることによって、脳の活性化、あるいはその心のケアをする。こういうふうなことができるお薬としてですね、デジタル薬という名前でもって、始まっておるようでございます。普通の内臓疾患等の病気でございますと、もう大手製薬メーカーがですね、どんどんどんどんお金を費やして、治験もして、開発もしておりますが、まず費用と時間が掛かる、1つの薬をですね、開発することに約2,000億円ぐらいの費用が掛かるそうでございますが、それと20年ぐらいの年月が掛かると。なかなかそれだけのですね、お金を投じてってというのはもう本当に非常に難しい状況だと。この場合はですね、数十億円でする可能性がある。アプリを開発してですね、それをやっていただくという形になりますから。副作用もないとか、いろんなそのメリットがあるようでございますが、こういうものもですね、そのゲームアプリを使ってやっていると。特に心の病、あるいは認知症の治療薬として、eスポーツを通して脳の活性化、先ほど言いました脳の活性化、あるいは脳に刺激を与え、認知症の予防に繋げていくという取り組みも現在も行われております。九州の大学の先生なんか研究をされてですね、eスポーツをやった何人かのメンバー、それとやらない人が何週間後にですね、同じ数字合わせの何かこうテストみたいのがあるようでございますが、それをした結果、やはりeスポーツをやった人の方がはるかにできる時間は早いと。こういうふうなデータも出ておるようでございます。それからもう1つはですね、このeスポーツ、まちおこしの一環としても、スマホゲームを通じてですね、

観光誘致、あるいは情報発信を行っております。参考までに、もうすでに地域創生ロールプレイングゲームというのがですね、作ってる、実施してる市があるそうでございます。埼玉県のさいたま市、生田市、兵庫県の淡路市、千葉県の佐倉市、こういったところはもうすでにゲームを作ってますね、地域の魅力をストーリー化して興味を喚起する。それでその中に必ず入れるものとしてですね、産業、観光、歴史、民話あるいは地場産業、地理地形と、こういったものをそのアプリの中に入れて、GPSと連携をしてですね、実際その名所旧跡の所にGPSで行って、そういうゲームができるような、観光もできると。こういうふうなものもですね、すでにやってる所があるそうでございます。それと地域の店舗、あるいは企業、こういった所と連携をいたしまして、クーポンの配信、ここまでできればこういうこともありますよと。あるいはこういう特典がありますというふうなものもセットにしてですね、やっていると。こういうことでございます。非常に面白いゲームの内容、あるいはその地域の魅力を発信する内容ではなかろうかと思いますが、ぜひ、こういったものも含めてですね、実際にやってる所がありますので、そういったところも参考にしてみて検討されてみてはどうかというふうに思いますが、もし、それに対してご意見でもあればお伺いしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 日野議員さんのご質問にお答えします。このeスポーツというのはこれからどんどんいろんな意味で活用されてくるだろうというふうなことで、いろんな活用方法があるというふうなことで、特にお年寄りの方につきましては、まだまだそういうところに馴染めてないというふうなことで、私もあまりこういうことは好きではないんですけども、たまにこうやってみますとなかなか面白いというふうなことで、これは脳の活性化にもなるし、ためになるというふうなことで、いろんな意味でこういうことがコロナ禍の後で、ウィズコロナの中でこういうことも出てくるだろうというふうなことで、おそらく、これからいい意味でのeスポーツの普及が進むだろうというふうに思っておりますし、今の子どもたちにつきましては、もうすでにそういうところはもう十分楽しんでおりまして、逆にデメリットぐらい私らの孫はもうちょっとそんなことをやめろやというぐらいになっておりますけれども、これは先ほどの言われましたように障がい者であったりとか、またお年寄りであったとか、そういった人がこのゲームに触れるというふうなことで、脳の活性化とかいろんなことが、これから出てくるだろうというふうなことで、十分期待をしておりますのでまた議員さんご指導を賜りたいと思います。以上です。

○議長（西岡利昌） 2番日野恵司君。

○2番（日野恵司） ありがとうございます。1番目の質問は以上で終わります。2番目の小規模災害における町独自の支援金制度でございますが、ここにですね、消防庁の応急対策室から出ております第14報という平成29年度、台風第18号による被害及び消防機関等の対応状況についてという資料がございますが、その中で被害の状況でございますが、平成29年の台風18号の時の愛媛県の被害状況が、これは平成30年の10月31日現在という意味合いでございますが、この時には全壊が1件、半壊が2件、一部損壊が6件、床上浸水が287件、床下浸水は1,209件というふうなことで、この条件にいわゆる災害救助法の条件に満た

ないということでそういう適用は受けておりませんので、先ほど言われたような被災者生活再建支援法についても、適用を受けておりません。しかしながら、その翌年起きたですね、西日本豪雨の場合はですね、これはもう愛媛県全体、南予が中心でございましたけれども、愛媛県全体に被害を受けておりますので、この時の数値がですね、全壊が709件、半壊が58件、大規模半壊が789件。当然であります、災害救助法の適用を受けております。この災害をもって、実は砥部町の方もですね、3世帯の方が被害を受けております。先ほど町長も言われてましたが、被害を実際受けておられます。大規模半壊が1世帯、半壊が1世帯、床上浸水が1世帯でございます。この3世帯の方も、被災者生活再建法の適用を受けております。ちなみにこれも資料がございますが、この時に大規模半壊の方が1世帯おると言いましたけれども、この1世帯の方に、県・町からですね、8月の20日付でもって、特別支援金が75万円おいております。基礎支援金というのもございます。これは国が支給するわけでございますが、9月7日の日に50万円おいております。トータル125万円おいております。半壊の方でも、特別支援金としましては、28万1,250円、この半端な数字はちょっとわかりませんが、実際この金額が支給されております。床上については16万8,750円というカタチで、これも支給をされております。ここで担当課の課長にご質問をしたいんですが、平成30年の西日本豪雨の時にですね、実は、これは平成30年の7月の豪雨災害対応検証委員会という資料がここにございますが、この中にですね、義援金のいわゆる全国からですね、集まってくる義援金はもちろんありますので、その配分がですね、されております。その中身も、こん中に入っております。この資料を見ますとですね、砥部町、その3名の方に対してですね、第3次まで、1次、2次、3次と支給があったんだろうと思いますが、その3次までで240万のお金がおっております。砥部町に配分されております。この3世帯の方々に、どのようにこの240万、これが配分されたのか、それをちょっとお知らせ願えたらと思います。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 日野議員さんのご質問にお答えをいたします。日野議員さんのおっしゃられたように、義援金が県に集まりまして、総額が60億ほど集まったわけですが、そこで砥部町におきましては、3世帯が対象ということで、愛媛県が定めた一定の基準に基づいて3世帯の方に配分をされております。実際の義援金の配分は、第5次配分までございました。それで総額が276万円で、全壊、大規模半壊の方と半壊の方は115万円、それ以外の方が46万円ということで総額276万円の義援金が配分されております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 2番日野恵司君。

○2番（日野恵司） 松下課長ありがとうございました。今もう第5次まで出ておるということでございますので、そうなりますと、私が言いよった240万から36万円プラスアップで第4次、第5次で支給されたということだと思っておりますが、そうしますと、これは足し算を試してみますとですね、3人の方、1番被害の多かった大規模半壊の方、当初から125万というお金はありましたので、それにプラス115万が追加されるということでございますので、ト

一タール 240 万のお金が渡ってるということになります。それと半壊の方でも、143 万あるいは床上浸水の方でも 63 万弱というかたちのお金が支給されてます。今の数値を見てみてもですね、おわかりのように適用を受けた場合と、受けない場合とではこれだけの差があります。29 年は 0 になります。30 年は、まさか砥部町の方が私はおるとは思わなかったんですが、砥部町の方も 3 世帯被害が被られるということで、ちょっと調べてみたらそういう数値になっているということでございます。先ほど佐川町長言われたようにですね、近隣市町村との兼ね合い、これはもう十分あると思います。あると思いますが、今後ですね、これだけの差が生じてるということも含めて、もう被害に遭った方はですね、いくら周りがどんなに被害があっても、もう最終的には自分所の家だけなんですね。自分所はこの後どうなるんだろうということしか考えてないわけで、国は、被害数でもって指定はしますけども、被害のあった所はもう個人の判断でやっぱりしなければならんということもありますので、ぜひ、今後の検討課題でもですね、残していただいて、引き続きご検討をお願いしたらということをお願いをいたしまして、2 問の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 日野恵司君の質問を終わります。8 番小西昌博君。

○8 番（小西昌博） 8 番、小西昌博でございます。本日は 2 つ質問させていただきます。まず 1 つ目の消防団と連携して活動できる水防団についてでございます。一級河川の重信川に隣接した砥部町では、梅雨時期や台風等で大雨が降り続いた時など、水防警報が出され、氾濫注意水位に達すると拾町、重光、八倉地区の第 1 分団、高尾田、麻生地区の第 2 分団は、各分団詰所に待機し、河川の水位の見回りや警戒を行ってきました。長くなれば 10 時間以上、朝まで待機などといった時もあったかと思えます。私も 25 年の消防団活動の中で実際に体験をいたしました。近年は、雨の降り方も一極集中型となり、ますます出動回数の増加が考えられるのではないかと懸念しています。他の分団も同じだと思いますが、自営業の方が減少し、サラリーマン団員が増えていると思います。昼間は仕事と重なり活動できず、朝まで活動し、そのまま出勤するなど、仕事に差し支えるとの声も聞いております。現在、高尾田、八瀬地区の水害対策の検討を行っているとのことですが、消防団 OB や、定年退職された方など、活動意欲のある人を活用し、水害の時に消防団と連携して活動できる水防団を組織してはどうか、町長のご所見をお伺いします。次に、2 つ目の骨髄バンクドナーに対する助成についてでございます。競泳女子の池江璃花子選手の白血病の公表をきっかけに、一昨年の骨髄バンクに問い合わせやドナー登録が一時的に増加し、年間 2,000 人から 3,000 人だった登録者が、3 万人あまりに急増したそうです。今現在は、池江選手の復活ばかりが取り上げられています。池江選手の復活は、様々な病気で、入院されている患者さんの力になることは間違いなくと思います。しかし、その復活の裏側には、ドナーとなって提供された方がいることを忘れてはなりません。ドナーに選ばれば、入院も含め 10 日ほど医療機関に足を運ぶことになります。ここから私自身の経験になりますが、令和元年 1 月 20 日に適合通知が届きました。2 月 25 日に確認のための検査、4 月 19 日に最終同意面談。これに家族も来てもらいました。4 月 25 日に採取前検診、5 月 10 日に自己血採血、6 月 3 日に入院で、翌日 4 日に骨髄採取、私の場合は 600 c c を提供しました。5 日は経過観察、6 日に退院しました。

6月20日、採取後の健康診断と足を運びました。入院中にコーディネーターさんが骨髄ドナーに関する助成制度を調べてくれましたが、残念ですが砥部町にはありませんとの回答でした。往復の交通費は請求すれば出るとのことです。仕事を休むのは、勤労世代のドナーにとって大きな負担になっています。そこで、町独自の助成制度を導入すれば、骨髄提供やドナーの登録も増えるのではないかと考えますが、町長のご所見をお伺いします。以上2点よろしくお願いたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 小西議員のご質問にお答えします。はじめに、消防団と連携して活動できる水防団についてのご質問ですが、本町では、町水防計画に基づき、水防に関する防災組織の役割を消防団が担うよう位置付けております。また、本町の消防団員数につきましては、4月1日現在で281人、そのうち約6割がサラリーマンで、比率の高まりに伴い、日中の出動可能な団員の確保が困難になりつつあることは、ご指摘のとおりでございます。この課題に対して、特定の活動や役割のみに活動する、機能別消防団員制度の導入を考えております。この制度は、全国的に消防団員の減少傾向が続く中、防災に関わる人々を増やす観点から創設され、県内では、10市町が消防団OBを活用できるよう制度化しております。本町といたしましては、今後、消防団OBの方々で消防団活動に協力していただける方の把握を行うとともに、現在検討中の消防団員の確保と、将来を見据えた消防団の組織編成とあわせて、検討するなど、新たな水防団を組織するのではなく、消防団の充実・強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。次に、骨髄バンクドナーに対する助成についてでございますが、小西議員につきましては、もうすでにドナーになっておったというふうな事で、敬意を表したいというふうに思います。骨髄バンクドナーへのドナー登録につきましては、最近の報道により以前にも増して、社会の関心が高くなっていると認識をしております。すでに愛媛県では、休業補償の観点から、市町がドナーに助成した額に対し、補助する制度を創設していることから、本町におきましても、ドナーの方々安心して骨髄等を提供できるよう、来年度からの助成事業の実施に向けて、検討してまいりたいというふうに考えております。以上で、小西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 8番小西昌博君。

○8番（小西昌博） まさかそんな結果が返ってくると思ってなかったんですが、消防団員のなり手も確かに少ない中、私が考えてるのは最初の水防団のことですが、1、2分団がやっぱり負担が多いので、OB、自主防災組織の方とか、地域の防災士の方も、もしよろしければ検討材料にしてもらったらと思うんですが、どんなですか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほども答弁させていただきましたように、水防団という名前ではなく消防団の方が水防を担うというふうなことで、今おっしゃられたことも含めましてですね、これからOBの方々、また防災士の方々、十分希望を募ってですね、そういった人を機能別といいますか、いろんな形で、活躍のできる水防団、消防団として、砥部町も取り組みたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（西岡利昌） 8番小西昌博君。

○8番（小西昌博） 今のお答えでもう十分なんで、また1、2分団、どこの分団もですが、負担が少なくなるように少しずつまたよろしく願いいたします。次に助成制度なんですけど、来年度からというのはありがたいんですけど、今、国内患者の場合、ここ20年の平均で1人のドナーの適合率は96%ぐらい。実際に受けられるのは55%ぐらいの方で、中でもドナー候補から断られる理由が1番多いのが45%が仕事関係ということなんです。1人の方が骨髄とかを提供できるのが2回で55歳になればもう自然と終わります。登録抹消されます。1人でもこの多くの方にやっぱドナー登録、提供していただくためには1日でも早い、もう来年度と言わずもう少し早くなるようなことは考えられませんか。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 新年度からという答弁をさせていただきましたけれども、そういうご要望がありますので、十分検討して早くできるようにやりたいというふうに思います。

○議長（西岡利昌） 8番小西昌博君。

○8番（小西昌博） すいません。どうもありがとうございます。やっぱりね、来年度からにどうもなりそうなんですけど、それでもそうしてもらったら1日でも早くその患者さんが良くなって、提供してもらって良くなって、日々の生活に戻れることを願って、私もこれは実際、患者さんからの手紙をもらってます。ありがとうございますと、どこの誰さんかわかりませんが、もらってますんでまたこれが私の宝物です。また、いろいろあると思いますけどよろしく願いいたします。以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 小西昌博君の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時52分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（西岡利昌） 再開します。1番高橋久美君。

○1番（高橋久美） 1番高橋久美でございます。衣替えで限られた中にも、皆様の個性が出てらっしゃるクールビズ、楽しく拝見させていただいております。では、議長の許可を得ましたので、2点質問させていただきます。1点目、奨学金返還支援制度についてです。国・地方自治体連携型です。日本学生支援機構によると、返済が必要な貸与型奨学金の利用者は129万人、大学生などの2.7人に1人が利用しております。これは2019年のデータです。2019年度末の延滞者数は約33万人、延滞債権額は5,000億円を超えております。延滞の主な理由は家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には本人の低所得や延滞額の増加が指摘されております。こうした利用者の負担軽減に向け、国や自治体が貸与型奨学金を返済する肩

代わりする支援制度が 2015 年から実施されております。一定期間定住し、就職するなど条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を当該自治体が支援するものです。2020 年には 32 府県 423 市町村が導入しております。地方への若者の移住を促し、地域産業の人手不足を解消する狙いもあります。2020 年 6 月には、同制度が拡充され、市町村の基金設置が不要となり、国の支援も負担額の 2 分の 1 から全額、上限はありますが拡大されました。返済支援が地元就職の決め手になり、優秀な人材確保、人口減少や少子化対策にもつながります。本町でも導入に取り組む考えはあるか、町長のご所見をお伺いいたします。2 点目は、断らない相談支援を含む包括的支援体制づくりについてです。家族や地域などとの繋がりが希薄化する中、生活困窮や介護、子育てといった悩み事が複雑に重なり、コロナ禍で社会的孤立がより深刻化しております。複数の悩みを抱える住民を多機関が連携して必要な支援につなぐ新たな取り組みが、重層的支援体制整備事業として 4 月から始まりました。80 代の親が 50 代のひきこもりの子の世話をする 8050 問題や、育児と介護を同時に担うダブルケア、ひとり親の困窮など従来の縦割りの窓口では、どこに相談したらよいのか戸惑い、支援の手が届かない事態も考えられます。社会的孤立を防ぎ、誰一人置き去りにしない地域共生社会の実現に向け、断らない相談支援を含む包括的な支援体制づくりが求められています。支援の全体像を把握しやすくするため、ワンストップの相談センターを開設して福祉の窓口を一本化し、住民が気軽に聞ける相談コーディネーターを配置してはどうでしょうか。また、重層的支援体制整備事業を実施予定の市区町村は、移行準備中も含めて全国で 285 自治体あり、このような事例も参考にして、本町における今後の取り組みについて、町長のご所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 高橋議員のご質問にお答えします。はじめに、奨学金返還支援制度についてのご提案ですが、本制度につきましては、人口減少、担い手不足対策に取り組む本町におきましても、U・I・J ターンによる移住・定住の促進、そして、若者の地元就職につながる有効な制度であると考えております。県内では、愛媛県のほか、5 つの市町が本制度を実施しておりますが、支援要件や支援額などは様々です。本制度における国の支援につきましては、町内への居住及びその期間を定めることが要件となっておりますので、本町にとって最も有効な要件や支援内容を他市町の事例等を参考にしながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。次に、断らない相談支援を含む包括的支援体制づくりについてのご質問ですが、本町におきましては、福祉分野の窓口として、介護福祉課、子育て支援課、保健センターが主に相談対応にあたっており、1 つの課や係では対応が困難な事例が発生した場合は、分野を超えて連携を図っております。必要があれば、他課の担当者や関係機関の職員を招集するケース会議により、情報共有を図り、町としての支援方針や、相談対応を決定し、複雑・多様化する諸問題の解決に包括的に取り組んでおります。令和 2 年度にケース会議を開催し対応した件数は 41 件あり、小規模自治体の良さである連携の取れた機敏な対応ができていると感じておりますので、現在のところ福祉の窓口の一本化及び相談コーディネーターの配置については考えておりません。しかしながら、重層的支援整備体制事業

については、先行して取り組んでいる自治体の成果や、国の動向を十分参考にし、町の支援体制をさらに強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。以上で、高橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 1 番高橋久美君。

○1 番（高橋久美） 前向きな答弁ありがとうございました。奨学金についてですが、県と5市町が取り組んでおるといことで、砥部町独自の特色のある奨学金制度ができれば嬉しいです。参考になりますが、ふるさと学生奨励金というのがありまして、学ぶ意欲があり、砥部町に貢献してくれる子どもを応援する補助制度なども活用されてはどうでしょうか。地元在住、出身の高校生や大学生の若者を対象にして、1人10万円を給付するのですが、どのように貢献したいかという1,200文字程度の文章を募集し、選考します。その子の将来のビジョンとか、町に対してどういう貢献をしたいかということを知りたいのですが、他町でございましたが、それを励みに、勉強に励み、将来は地元に戻って就職をしたいという希望があるということでしたので、小さい町ならではの特色として、顔の見える奨励金というものもいいかなと思っています。奨学金の方ですが、平均的と言いますと5万円ぐらい皆さん借りておられるようで、5万円を4年借りると240万円、それを卒業後に返していくのですが、18年間にわたり返済義務が待っております。平均的に金利が低いので、1万2,000円ぐらいですが、18年間これを結婚の時期、子育ての時期と、23歳からですから、もう40過ぎまで返すとしてですね、やっぱり負担感っていうのはすごいものがあります。奨学金制度のありがたい面ではありますが、やっぱり後で、やはりそのような負担を思うと、結婚をためらい、やはり子供の出生数にも関わる原因になっているのではないかなと考えております。それが実現できれば、そうですね、本当は給付型が増えれば1番よろしいんですけども、それは国の対策になると思いますので、町自体でこれから良い案が出てくるのを期待しております。これがコロナ禍で、やはり今までの流れが変わりまして、魅力のある制度があれば地元へのUターン就職とともに、若者、町に関係なくても砥部町っていいなと思った若者が来てくれるのではないかと。「未来へのかたち」で、全国区になった砥部町ですから、そういう発信もしていただいて、移住政策にも繋げていけたら嬉しいなと思っています。あと、関連なんですけれども、今コロナ禍で県外へ出ている学生なんですけど、他の市町村では、県外へ出ている学生にふるさとからの頼り便ということで、特産品であったりとか、何かふるさとを感じるようなお便りとか、そういうのをしている市町村がございます。やはり、風評被害もあって、帰ってこれる状況ではありますけれども、やはり東京から帰ったんか、大阪から帰ったんかというのと、やはりエッセンシャルワーカーのご家庭であったり、やはり医療関係の方だったりしたら、やはり遠慮して帰ってこない。やはり帰省もままならない中、やはり孤立していると思われまます。数は少ないかもしれませんが、やはり心のこもったそういう支援ができる町の規模だと思いますので、手配は大変だとは思いますが、何か1つ何か考えていただければ、コロナ禍で重圧に苦しんでいる学生等の助けになるのではないかなと思います。やはり親は心がけておりますけれども、やはり地域が守ってくれている、自分のことを気にかけてくれているという思いは、やはり今すごく大切なことだと思います。

ので、ご一考くださると嬉しいです。2点目ですが、連携は取れておるといことで、一部安心した思いもあるし、41件もやはりあるのだなというので驚いてもおります。1件1件やはり複雑な事情が絡み合って、一筋縄ではいかない問題だと思っております。お悔やみ窓口なども考えたんですけども、事情聴取しましたところ、各課で連携して、手の空いた職員が回ってきて対応するということでしたので、それも先行しているなど嬉しく思いました。ただ先日、私も支持者の方からご相談を受けまして、いろいろ悩みを聞いて対応にあたったんですけども、最初にどこに行ったらいいんだろう、これをどういうふうに相談したらいいんだろうというのはやはり悩みました。理事者側からのその対応は多分取れていると思うんですけども、町民の皆さんがまずどこへ行くか、相談しやすい窓口はどこなのかということを見ると、まだ少し改善の余地があるのではないのでしょうか。それと、風通しがいいのはよろしいんですけども、窓口に来た場合、丸見えですので声も筒抜けです。こういう相談っていうのはやはり人に聞かれたくないものですので、見えないというか、配慮が必要なブースみたいなのがちょっとあるといいかなと思います。個室に案内する場合もあると思うんですけども、やはり落ち着いて相談できる環境が必要なのではないのでしょうか。社会福祉協議会と、私は介護福祉課へ行ったんですけども、今庁舎が別々ですよ。となると、何回も行き来をしましたし、そこで聞いたことに対しては教えていただいたんですけども、それからどうするかっていうまでの話にはならず、自分で考えて、自分で調べて動きました。となると、私でさえそうなんですから、一般の町民の方は、ここまでなのかっていう思いを持たれることもあるのかなと思ったので、相談窓口で気軽にできる体制っていうのをちょっと考えていただけたらなと思います。他町の例ではですね、身近な地域での相談対応もありましたが、自治体が民生委員と連携するとか、社協の方になんかもうちょっとこう行きやすい窓口を作るとかあったんですけども、あと訪問型とか、継続的に繋がり続ける伴走型もありました。そういう作るお考えはありますでしょうか。ちょっとお伺いしたいのですが、長くなってすいません。

○議長（西岡利昌） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの高橋議員さんのご質問にお答えをいたします。先ほど答弁の中で、41件そういう連携しなければならないような問題があるということでお答えをしました。こういう41件は、いろんな複雑な問題が絡んでおまして、高橋議員さんがおっしゃられる、わかりやすい窓口というのも大事なんですが、窓口で1回相談して、なかなか終わらない。それからずっと継続してですね、お話をお伺いして、いろいろな問題が絡んでるのも、1つずつ解きほぐして、一定の解決策を見つけてですね、また介護福祉課で言いますと、ケアマネジャーであったり保健師なりがですね、継続して見守る。また、民生委員さん等が継続して見守るといようなことで、長期にわたって寄り添って、解決していくというような体制をとっておるんですが、その時にやはりどこへ相談したら良いかっていうのが非常に大事なことではあるんですが、高齢者であれば、包括支援センターということですね、あらゆる問題にですね、相談できる体制を取っておりますので、そこで必要な窓口には繋がらないかんようであればですね、担当者を呼んでですね、先ほど申し上げたような連携

してですね、対応するというような対応を取っていますので、まず、いろんな相談を受けて、よくお話を聞いてですね、対応できるように今のところは職員の方を指導してまいりたいと思っておりますので、新たにまた各課に繋がるような窓口をというようなことは考えておりません。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 1番高橋久美君。

○1番（高橋久美） 答弁ありがとうございました。今後ともケースバイケースだとは思いますが、改善点がありましたら、また聞いてください。よろしく願いいたします。先ほどのふるさと支援の件ですけれども、そのお考えはありますかどうか、ちょっと伺いたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 佐川町長。通告にない質問なんですが。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほどの子どもたちに10万円の給付というふうな件の質問かと思えますけれども、そういったことをまた、いろいろご提案いただきましたら十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（西岡利昌） 1番高橋久美君。

○1番（高橋久美） ありがとうございます。孤立支援の中で、断らない相談支援の中での支援なんですけれども、先日には、国会でも話題になっております生理の貧困の問題がありました。公明党の女性の国会議員が、始まりだったんですけれども、本町でも3月の26日に、愛媛県下でいち早く町長に要望書を出させていただいた次第です。先ほど、女性のトイレにちょっと入りましたけれども、早速に対応していただきまして、ミモザカード、そのカードを出すだけで、生理用品が受け取れるとか、そういうのがあったんですが、ご尽力賜ったと伺っております。男性議員の方はちょっと訳がわからないと思うんですけれども、孤立支援の一環として、その内容を詳しく教えていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 伊達企画政策課長。

○企画政策課長（伊達定真） 高橋議員のご質問の方をお答えいたしますけど、生理用品の関係でよろしいのでしょうか。こちらにつきましては、県の方を通してですね、寄贈となった生理用品については、本町で先ほど行政報告の方でも報告をさせていただきましたけれども、6月7日から社会福祉協議会の方の窓口において、配布の方をさせていただいております。本町につきましては、やっぱりその相談ができる所で、取りに来ていただいてからでも、そういう対応ができる所ということで、社会福祉協議会の方をお願いをいたしまして、そちらの方で配布の方行っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 1番高橋久美君。通告の内容に従った質問をお願いします。

○1番（高橋久美） 失礼いたしました。たくさんの要望をいたしまして、ちょっと順番を間違えてしまって申し訳ありませんでした。今までの要望でございますけれども、これからは、本町のために誠心誠意動いてまいりたいと思っておりますので、円滑な運営に役立てていただければ幸いです。以上を要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

○議長（西岡利昌） 高橋久美君の質問を終わります。11番大平弘子君。

○11番（大平弘子） 11番大平弘子です。コロナ禍における学校対策についてお尋ねいたします。コロナ禍によるストレスや困窮で自殺者が増えたと新聞やニュースで報道されています。そこで、コロナ禍における学校対策について。家族の失業により、借入もできず経済的困窮で苦しむ家庭に、就学援助などの気配りはできているのか。2、コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用が不可欠ですが、体育の時間や体質などの関係でマスクを着用できない児童・生徒に対してどのように対応されているのか。3、いじめなど児童の状況を把握するQ-Uテストは各学校で以前から行っていますが、ストレスを抱える児童・生徒の把握はできているのでしょうか。また、Q-Uテストの内容及び結果、活用方法は。以上3点について、教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 大平議員のご質問にお答えをいたします。まず、経済的困窮で苦しむ家庭への就学援助等の気配りについてでございますが、就学援助制度につきましては、入学説明会時の説明や、在校生の保護者に毎年制度の説明資料を配布し、全家庭に対して周知徹底を図るとともに、各学校におきましては、日常的に校納金の支払い遅延や滞納がないかなどに、気配りをしております。今年5月末現在の就学援助者数は、小学校は99名、中学校は62名となっており、ご承知のとおり、昨年度は、臨時休校となった期間の昼食代や学習教材等の支援を追加して行い、保護者への負担軽減を図ったところでございます。次に、学校におけるマスクの着用についてでございますけれども、体育におけるマスクの着用につきましては、スポーツ庁からも、学校の体育の授業におけるマスク着用は必要ありませんが、感染リスクを避けるため、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するとの対応策が示されており、本町の各学校におきましても、同様の対応をとっておりますが、軽度な運動や児童生徒がマスクの着用を希望する場合には、着用する例もございます。ただ、町教育委員会におきましては、少しでも体調不良を訴えるような場合には、直ちに安静にさせ、必要に応じて医療機関を受診するなど、児童生徒の体調管理には十分に気を配り、適切に対応するよう指導をしております。また、体質等の関係でマスクを着用できない児童生徒は、現在のところはいないと、各学校から報告を受けております。今後、そのような児童生徒が確認された場合には、例えばフェイスシールドを着用するなど、マスクに代わる予防策と併せて、当該児童生徒に対する理解の促進を図ってまいりたいと思います。3つ目のQ-Uテストについてでございますが、このテストは中学校において、生徒一人ひとりの理解と対応方法、学級集団の状態把握と、今後の学級経営の方針をたてるために実施しているもので、不登校やいじめ被害、意欲の低下、学級崩壊の可能性、学級集団の雰囲気など、生徒の状況を把握し、学級経営の改善等に生かしております。このテストは年間2回実施しており、生徒の人間関係がほぼ固まる6月頃までに1回目を、10月頃に2回目を実施し、対応方針の修正を図っているところでございます。1回目の結果をもとに、2回目で改善が見られる傾向は毎年20～30件ございますが、不登校やいじめについては可能性を示すものであって、特定するものではございません。Q-Uテストとは別に、さらに踏み込んだ調査を、毎月各クラスで

実施をしております。この調査では、直接的にいじめや不登校の兆候が把握できますので、Q-Uテストと併せて個別指導に活用しているところがございます。以上で、大平議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 11 番大平弘子君。

○11 番（大平弘子） 砥部町、各学校におけるいじめによる不登校、けが、クラブ活動に変更はないのでしょうか。小学校、中学校と差があると思われま。また、教員によるいじめの届け出はありましたでしょうか。お伺いします。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 大平議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず、先ほどご質問にございましたいじめの把握、あと、不登校の問題の実数を申し上げたいと思います。まず、令和2年度の小学校におけます長期欠席でございますが、年間30日以上の子童生徒の日数は小学校合計で男性が9名、女性が2名でございます。それと中学校におけます令和2年度の実績でございますが、男性生徒が6名、女性生徒が12名ございました。それといじめに関する調査でございますが、令和2年度の学校の方で把握しておりますいじめの実態、件数でございますが、小学校が23件、中学校が9件、合計32件ございました。以上、把握をしております。以上でございます。

○議長（西岡利昌） 11 番大平弘子君。

○11 番（大平弘子） クラス、集会づくりはQ-Uテストによってコロナ禍の時でも発見されやすいんです。Q-Uとは心理テストの事なんです。家庭内暴力、家族破壊、不登校、自殺願望者などの早期発見でQ-Uテストによって、先生方が発見し、教育しやすい現場になります。また、からかいもいじめのうちに入っております。先生は現場でQ-Uの結果をどのように利用し、役に立っているのか。いじめは起きない、起こさない、現場にいる先生方にはその場の雰囲気かわかると思います。教職員の研修や取り組み、学校内のいじめによるケアなどを、医療関係や警察などの関係機関との連携などはどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 大平議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず、Q-Uテストでございますが、こちらにつきましては先ほど教育長からも答弁がございましたが、生徒一人ひとりの理解と対応方法、学級集団の状況把握をいたしまして、今後の学級経営の方針を立てるために実施しているものでございまして、不登校やいじめについてもある程度の把握はできるんですが、あくまでもその学級の傾向と対策の指針でございまして、なかなかその特定の個人です、いじめ問題、不登校問題に寄与するものではない所もございます。そこで、中学校の方ではですね、先ほども教育長からの答弁にもございましたが、学校生活を明るくする調査、これを毎月実施をしております。この調査は、実際にそのいじめの内容まで踏み込んでですね、調査をしておるものでございまして、こちらの調査の内容10項目ございますが、その中でつかんだ状況をですね、各学級の担任が把握をさせていただいて、もし問題があれば即時対応をいたしまして、いじめの根絶、不登校にならないような

対応を取っておるというのが今の現状でございます。以上で大平議員のご質問の回答とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 11 番大平弘子君。

○11 番（大平弘子） 教育長さん、子どもたちのためにですね、第三者教育委員会、これは起こってからでは遅いんですよ。先ほど質問しました教員の生徒に対してのいじめはありませんかという返事はなかったですね。さっき質問したんですが。教員の生徒いじめの届け出が私の方にありました。先生の名前も全部知っております。校長先生にも届け出がありました。それはさっき返事がなかったですね。質問したんですけど。第三者委員会、これを立ち上げる気はありませんか。お聞きします。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ご質問にお答えをさせていただきます。大平議員さんの言われる教員がいじめをしているという事実につきましては、教育委員会としては把握をしております。そういう事実が大平議員さん把握しておいでるのならばですね、教育委員会の方にですね、その情報をいただきたいと思えます。それで、適正にですね、対応をさせていただきますと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 11 番大平弘子君。

○11 番（大平弘子） 今尋ねました第三者委員会の事なんですが、これは立ち上げるお考えはありませんか。

○議長（西岡利昌） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） ご質問にお答えをさせていただきます。この第三者委員会につきましては、立ち上げるべくケースがございますので、そういう事実を知った後でないと立ち上げるというのはなかなか難しいと思えます。ですから先ほど申し上げたように、大平議員さん、そういう事実が把握されておるのであれば教育委員会の方に情報提供をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（西岡利昌） 11 番大平弘子君。

○11 番（大平弘子） 届け出を早速いたします。それからですね、この先長い人生を送る子どもたちの為にもですね、安心教育といじめのない砥部町を目指すことをお願いしたいと思います。後で届けにまいりますのでこれで私の質問は終わります。

○議長（西岡利昌） 大平弘子君の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。

本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会します。

午後 1 時 47 分 散会

## 令和3年第2回砥部町議会定例会（第2日）会議録

|                                      |                                                                                                                            |                                                                                                                               |                                                              |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                | 令和3年6月11日                                                                                                                  |                                                                                                                               |                                                              |
| 招集場所                                 | 砥部町議会議事堂                                                                                                                   |                                                                                                                               |                                                              |
| 開 会                                  | 令和3年6月11日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                     |                                                                                                                               |                                                              |
| 出席議員                                 | 1 番 高橋久美<br>4 番 原田公夫<br>7 番 佐々木公博<br>10 番 松崎浩司<br>13 番 山口元之<br>16 番 三谷喜好                                                   | 2 番 日野恵司<br>5 番 柿本 正<br>8 番 小西昌博<br>11 番 大平弘子<br>14 番 中島博志                                                                    | 3 番 木下敬二郎<br>6 番 東 勝一<br>9 番 佐々木隆雄<br>12 番 西岡利昌<br>15 番 平岡文男 |
| 欠席議員                                 | なし                                                                                                                         |                                                                                                                               |                                                              |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 大江章吾<br>企画政策課長 伊達定真<br>戸籍税務課長 門田 巧<br>介護福祉課長 松下寛志<br>建設課長 門田 作<br>生活環境課長 小中 学<br>会計管理者 富岡 修<br>学校教育課長 田邊敏之 | 副町長 岡田洋志<br>総務課長 門田敬三<br>商工観光課長 高橋 桂<br>保険健康課長 篠原万喜枝<br>子育て支援課長 田中弘樹<br>農林課長 池田晃一<br>上下水道課長 藤田泰宏<br>広田支所長 町田忠彦<br>社会教育課長 山本勝彦 |                                                              |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                   | 議会事務局長 堀潤一郎<br>庶務係長 東山泰久                                                                                                   |                                                                                                                               |                                                              |
| 傍 聴 者                                | 1人                                                                                                                         |                                                                                                                               |                                                              |

令和3年第2回砥部町議会定例会議事日程 第2日

令和3年6月11日(金) 午前9時30分開議

・開 議

- |       |        |                                           |
|-------|--------|-------------------------------------------|
| 日程第1  | 承認第1号  | 専決処分第1号の承認について<br>(砥部町税条例等の一部を改正する条例)     |
| 日程第2  | 承認第2号  | 専決処分第2号の承認について<br>(砥部町介護保険条例の一部を改正する条例)   |
| 日程第3  | 承認第3号  | 専決処分第3号の承認について<br>(令和3年度砥部町一般会計補正予算(第1号)) |
| 日程第4  | 承認第4号  | 専決処分第4号の承認について<br>(令和3年度砥部町一般会計補正予算(第2号)) |
| 日程第5  | 承認第5号  | 専決処分第5号の承認について<br>(令和3年度砥部町一般会計補正予算(第3号)) |
| 日程第6  | 承認第6号  | 専決処分第6号の承認について<br>(令和3年度砥部町一般会計補正予算(第4号)) |
| 日程第7  | 報告第1号  | 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について                  |
| 日程第8  | 報告第2号  | 令和2年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について           |
| 日程第9  | 報告第3号  | 令和2年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について           |
| 日程第10 | 報告第4号  | 令和2年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について              |
| 日程第11 | 議案第28号 | 財産の取得について(AED(自動体外式除細動器))                 |
| 日程第12 | 議案第29号 | 砥部町社会福祉施設整備基金条例の制定について                    |
| 日程第13 | 議案第30号 | 砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について                 |

- 日程第 14 議案第 31 号 砥部町手数料条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 32 号 砥部町営駐車場条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 33 号 砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 34 号 令和 3 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 18 議案第 35 号 令和 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 36 号 令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 37 号 令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

・散 会

令和3年第2回砥部町議会定例会

令和3年6月11日(金)

午前9時30分開議

○議長(西岡利昌) ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分第1号の承認について

(砥部町税条例等の一部を改正する条例)

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第1、承認第1号、専決処分第1号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長(門田巧) それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。承認第1号をお手元にお願いいたします。承認第1号、専決処分第1号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和3年6月11日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第1号、専決処分書でございますが、令和3年3月31日付けで、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。今回の主な改正内容でございますが、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減措置の延長など、法改正に伴う規定の整備を行っております。6ページをお願いいたします。附則でございますが、附則第1条では、施行期日を定めております。附則第2条から8ページの第4条にかけましては、町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置を設けております。以上で、承認第1号の説明を終わります。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(西岡利昌) 全員起立です。ご着席ください。

よって承認第1号は、承認することに決定しました。

~~~~~

**日程第2 承認第2号 専決処分第2号の承認について**  
**(砥部町介護保険条例の一部を改正する条例)**  
**(説明、質疑、討論、採決)**

○議長（西岡利昌） 日程第2、承認第2号、専決処分第2号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 承認第2号についてご説明いたします。お手元に、承認第2号をご用意ください。専決処分第2号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年6月11日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第2号、専決処分書をご覧ください。令和3年3月26日に、第204回通常国会において、介護保険の1号保険料に係る低所得の高齢者に対する保険料軽減対策予算が成立したことに伴い、砥部町介護保険条例の一部を改正する条例について、令和3年3月31日に専決処分をしたものでございます。今回の改正内容でございますが、第4条に、2項から4項までの3項を加えております。第2項では、第1段階の保険料を2万3,100円に、第3項では、第2段階の保険料を3万8,500円に、第4項では、第3段階の保険料を5万3,900円に軽減するものでございます。附則でございます。第1項、この条例は、公布の日から施行する。第2項、この条例による改正後の砥部町介護保険条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。以上で説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって承認第2号は、承認することに決定しました。



- 日程第3 承認第3号 専決処分第3号の承認について  
(令和3年度砥部町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第4 承認第4号 専決処分第4号の承認について  
(令和3年度砥部町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第5 承認第5号 専決処分第5号の承認について  
(令和3年度砥部町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第6 承認第6号 専決処分第6号の承認について  
(令和3年度砥部町一般会計補正予算(第4号))

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(西岡利昌) 日程第3、承認第3号、専決処分第3号の承認についてから、日程第6、承認第6号、専決処分第6号の承認についてまでの4件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長(門田敬三) 承認第3号から承認第6号までの4件について一括してご説明申し上げます。4件の専決処分の承認は、いずれも令和3年度砥部町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとのことです。令和3年6月11日提出、砥部町佐川秀紀。4件の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の対策と学校施設の安全対策に要する費用で、早急に事業を実施する必要があったことから、専決処分により予算の補正をさせていただいたものでございます。それでは、承認第3号についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いします。補正第1号は、歳入歳出それぞれ4,013万9千円を追加し、総額を79億7,562万9千円とするもので、4月5日付で専決処分いたしました。3ページをお願いします。歳出ですが、民生費で、高齢者施設等の通所者及び従事者等が受けるPCR検査の補助を目的に、新型コロナウイルス感染症検査費交付金などの関係経費4,013万9千円を追加しました。2ページをお願いします。財源として、国庫支出金120万円、繰越金3,893万9千円をそれぞれ増額しました。次に、承認第4号についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いします。補正第2号は、歳入歳出それぞれ2,460万円を追加し、総額を80億22万9千円とするもので、4月26日付で専決処分いたしました。3ページをお願いします。歳出ですが、商工費でコロナ対策として、営業時間の短縮要請に応じた酒類を提供している飲食店の支援を目的に、営業時間短縮等協力金2,460万円を追加しました。2ページをお願いいたします。財源として、国庫支出金1,968万円、県支出金246万円、繰越金246万円をそれぞれ増額しました。次に、承認第5号についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いします。補正第3号は、歳入歳出それぞれ183万7千円を追加し、総額を80億206万6千円とするもので、4月30日付で専決処分いたしました。3ページをお願いします。歳出ですが、教育費で砥部小学校及び宮内小学校の非常用放送設備が経年劣化により故障したため、緊急更新工事に係る工事請負費183万7千円を追加しました。2ページをお願いします。財源として繰越金183万7千円を増額しました。次に、承認第6号につい

てご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いします。補正第4号は、歳入歳出それぞれ3,480万円を追加し、総額を80億3,686万6千円とするもので、5月21日付で専決処分いたしました。3ページをお願いします。歳出ですが、商工費で、営業時間短縮要請の期間を12日延長したことに伴う営業時間短縮等協力金の追加経費1,230万円及び売上が大きく減少した中小事業者を支援する新型コロナウイルス感染症対策事業者応援金2,250万円、計3,480万円を追加しました。2ページをお願いします。財源として、国庫支出金984万円、県支出金1,248万円、繰越金1,248万円をそれぞれ増額しました。以上で説明を終わります。何卒ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。

承認第3号、専決処分第3号の承認について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって承認第3号は、承認することに決定しました。

承認第4号、専決処分第4号の承認について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって承認第4号は、承認することに決定しました。

承認第5号、専決処分第5号の承認について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって承認第5号は、承認することに決定しました。

承認第6号、専決処分第6号の承認について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって承認第6号は、承認することに決定しました。

~~~~~

日程第7 報告第1号 株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について  
(報告、質疑)

○議長（西岡利昌） 日程第7、報告第1号、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） お手元に報告第1号をお願いします。報告第1号、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社グリーンキーパーの経営状況を別紙のとおり報告する。令和3年6月11日提出、砥部町長佐川秀紀。別添の第29期定時株主総会資料をお願いします。はじめに、1ページをご覧ください。まず、2年度の事業報告についてですが、ポイントとしては、昨年度の最大はジップライン設置に伴い実施した支障木伐採の事業量が多かったことが特徴的です。この結果、決算上、業績の向上に繋がっております。次に、3ページと4ページをお願いします。貸借対照表です。この貸借対照表は、会社が設立されてから今日まで変化してきた資産の決算時の状況を表しています。はじめに、3ページですが、こちらの資産の部に会社の資産の保有状況を記載されております。まず1番上の科目Ⅰの流動資産、右から2番目の欄の決算額をお願いします。流動資産の合計は8,978万8,702円です。その右の構成比で示されていますように、全体の96.9%ですから、会社の資産のほとんどを占めております。主な内容は、現金及び預金が多く、他に森林組合からの請負による売掛金などがあります。次に、その下の科目Ⅱの固定資産の決算額をご覧ください。固定資産の合計は283万9,365円です。金額の大きなものは、林業機械などの機械及び装置や、3トンダンプなどの車両運搬具などです。1番下の資産の部の合計は9,262万8,067円です。次に、右のページ4ページをお願いします。このページにある負債の部とその下の純資産の部は合わせて、資産の元手となったものを表しております。つまり資産の財源となったものです。まず、1番上の負債の部をご覧ください。科目Ⅰの流動負債の決算額は、566万7,211円です。主な内容は、取引業者などへの未払金などです。その下の科目Ⅱの固定負債はございません。なお、名称は負債となっておりますが、グリーンキーパーの場合は、会社の取引上必要な未払金などの無利子の負債ですから、いわゆる有利子の借金とは性質が異なります。次に、真ん中より下の純資産の部をご覧ください。ここは、科目Ⅰの株主資本のみで構成されております。株主資本の決算額は8,696万856円です。その右の構成比で示されておりますとおり、全体の93.9%ですから、資産の元手のほとんどは出資金ということになります。次に、その下の利益剰余金はマイナスです。つまり、会社の累積損失がありますから、ここはマイナス393万9,144円となっております。従いまして、資本金から、この累積損失を引いた残りが株主資本の合計となります。その額は先ほど申し上げた8,696万856円です。また、この額は、純資産の部の合計で

もあります。このページの1番下の負債の部と純資産の部の合計が、9,262万8,067円で、左のページの資産の合計額と一致します。次に、5ページをお願いします。このページは、損益計算書です。損益計算書は、会社の1年間の経営成績を表しています。まず、1番上の科目Ⅰの売上高をご覧ください。これは、本業である林業収入と運送収入を合算した売上です。決算額は、5,285万8,164円です。前年比で約1,500万円の増額となっておりますが、主な理由は、冒頭で申し上げましたとおり、昨年度は支障木伐採の事業量が多かったためです。次に、科目Ⅱの売上原価は該当ございませんので、科目Ⅲの販売費及び一般管理費をご覧ください。これは会社が売上を上げるために必要な経費のことです。この決算額は5,515万5,653円です。前年比で約700万円の増額となっておりますが、主な理由は、昨年度、年度途中で正職員を1名新規雇用したため、人件費が増額したことです。次に、この売上高から、先ほどの販売費及び一般管理費を差し引くと、営業損失が229万7,489円となります。次に、その下の科目Ⅳの営業外収益が8,644円で、これは預金利子など、本業以外の収益です。この営業外収益を反映して、経常損失が228万8,845円となります。次に、その下の科目Ⅵの特別利益が629万円です。これは町からの補助金です。前年比で450万円の減額となっておりますが、これは会社の売上増に伴って補助金の額を減額したためです。この特別利益を反映した結果、税引前当期純利益が400万1,155円となります。つまりこの段階で、会社としては黒字となっております。ここから法人税等を差し引いて、1番下の当期純利益が379万1,655円です。このことから、前年と比較すると業績が向上したと言えます。以上が決算です。次に8ページをお願いします。令和3年度の事業計画です。3年度の経営方針のポイントとしては、本業である間伐に軸足を置きつつ、今後は支障木伐採などの迅速な対応をするとしております。次に9ページをお願いします。3年度の収支予算です。まず、1番上の科目Ⅰの売上高をご覧ください。前年比225万円の増となっております。これは、冒頭の経営方針を反映して、支障木伐採などの事業量の増を見込んでいるためです。その下の科目Ⅱの販売費及び一般管理費をご覧ください。前年比197万円の増です。これは支障木伐採に使用する高所作業車などのレンタル料の増額や、トラックのエンジンなどの減価償却費の増額を見込んでいるためです。その下の科目Ⅲの営業外収益は増減なしです。科目Ⅳの特別利益は町からの補助金です。3年度は979万円を見込んでいます。これらの結果、1番下の当期純利益の見込みは27万2千円です。以上で、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号を終わります。



日程第8 報告第2号 令和2年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

(報告、質疑)

○議長(西岡利昌) 日程第8、報告第2号、令和2年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。門田総務課長。

○総務課長(門田敬三) 報告第2号についてご説明申し上げます。令和2年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について。令和2年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙とお取り調製したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和3年6月11日提出、砥部町長佐川秀紀。報告第2号資料の裏面、繰越計算書をご覧ください。本件は、令和3年第1回定例会でご議決をいただきました繰越明許費に係る繰越計算書の報告です。7事業、総額3億6,018万2千円を翌年度へ繰り越したもので、その内容につきましては次のとおりでございます。まず、社会保障・税番号システム改修委託料272万8千円は、住基ネットシステムに追加する戸籍附票との連携機能の提供に遅れが生じ、年度内に完成できなかったものです。次に、高尾田バス停上屋設置工事222万3千円は、工事内容の変更に伴う設計の見直しに不測の日数を要し、年度内に完成できなかったものです。次に、ワクチン接種記録システム関係改修委託料100万円は、システム改修の設計に不測の日数を要し、年度内に完成できなかったものです。次に、高尾田地区雨水排水対策事業500万円は、関係者との協議に不測の日数を要し、年度内に完成できなかったものです。次に、ギガスクール事業に係る学習環境整備事業423万1千円は、新型コロナウイルスの影響により、タブレット端末関連物品の製造・流通が遅れ、年度内に調達できなかったものです。次の公共土木施設現年災害復旧事業1億2,500万円並びに農業用施設現年災害復旧事業2億2,000万円は、いずれも過年度の災害復旧工事を優先したことにより、年度内に完成できなかったものです。いずれの事業も、1日も早い完成を目指し、鋭意努力する所存でございます。以上で報告を終わります。

○議長(西岡利昌) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。以上で報告第2号を終わります。



日程第9 報告第3号 令和2年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

(報告、質疑)

○議長(西岡利昌) 日程第9、報告第3号、令和2年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。藤田上下水道課長。

○上下水道課長(藤田泰宏) 報告第3号につきまして、ご説明申し上げます。お手元に報告第3号をお願いいたします。報告第3号、令和2年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。令和2年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとお

り調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。令和3年6月11日提出、砥部町長佐川秀紀。次のページ、繰越計算書をご覧ください。事業名の欄、現場技術監理業務におきまして1,448万円を、下水道整備工事におきまして1億3,670万5千円の合計1億5,118万5千円を、他事業との諸調整に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。裏面の報告第3号資料をご覧ください。現場技術監理業務でございますが、こちらは先月5月末に業務を完了しております。その下、下水道整備工事でございます。まず、3か所の公共下水道管渠布設工事でございます。いずれも愛媛県立医療技術大学の西側の御坂川沿いの住宅地でございます。農業用水路雑排水管等、既存の埋設管が混在しております。試掘等の実施に関連し繰り越すもので、いずれも9月末の完成を予定しております。その下、水路復旧工事でございます。こちらは、麻生小学校南側の町道高尾田第一北組線の水路でございます。道路幅員が狭く、今年度実施予定の舗装工事に合わせ繰り越すもので、10月末の完成を予定しております。以上報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

#### 日程第10 報告第4号 令和2年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について (報告、質疑)

○議長（西岡利昌） 日程第10、報告第4号、令和2年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） 報告第4号につきましてご説明申し上げます。お手元に報告第4号をお願いいたします。報告第4号、令和2年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。令和2年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。令和3年6月11日提出、砥部町長佐川秀紀。次のページ、繰越計算書をご覧ください。事業名の欄、送配水管布設替工事等測量調査設計委託業務におきまして425万9千円を、第6配水池築造造成工事及び場内配管工事におきまして1億4,872万2千円の合計1億5,298万1千円を繰り越すものでございます。裏面の報告第4号資料をご覧ください。委託業務でございますが、第6配水池の築造造成工事及び場内配管工事に伴う変更設計業務でございます。こちらは、繰越工事2件の最終変更に伴います設計業務で工事に合わせ、繰り越すものでございます。その下、宮内地区通谷送配水管布設替工事測量調査設計委託業務でございます。こちらは、令和3年第1回臨時会におきまして可決いただきました業務で、今月末完了予定でございます。続きまして、工事でございます。第6配水池関係の工事2件でございます。昨年9月の台風第10号の災害関係業務に関連し、不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。それぞれ10月末、11月末の完成を予定しております。以上報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたしま

す。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。以上で、報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第11 議案第28号 財産の取得について（AED（自動体外式除細動器）  
（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第11、議案第28号、財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第28号についてご説明申し上げます。財産の取得について。次の財産を取得するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和3年6月11日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、各町有施設に設置しているAEDの耐用年数経過に伴い、新たにAEDを購入するため、提案するものでございます。財産の取得の内容ですが、1、財産の種類は備品。2、取得方法は指名競争入札。3、取得する財産はAED。4、取得金額は462万円。5、取得の相手方は、松山市南高井町1828番地、株式会社よんやく、代表取締役本田豊です。議案第28号資料1ページをご覧ください。AEDの購入について、5月24日に指名競争入札を行った結果、株式会社よんやくが462万円で落札し、4ページのとおり、5月25日に令和3年9月30日を納入期限とする仮契約を締結しております。資料の2ページをお願いいたします。AEDの概要ですが、購入台数は38台で、本体、成人小児共用電極パッド2組、キャリングバッグ、救急キット、リモート監視システムを備え、保証期間は5年です。設置場所は、3ページの表のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第28号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第28号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第29号 砥部町社会福祉施設整備基金条例の制定について  
（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 日程第12、議案第29号、砥部町社会福祉施設整備基金条例の制定につ

いてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 議案第 29 号をご用意ください。砥部町社会福祉施設整備基金条例の制定について。砥部町社会福祉施設整備基金条例を次のように定める。令和 3 年 6 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。この議案は、砥部町高齢者保健福祉基金条例の全部を改正し、砥部町社会福祉施設整備基金条例を制定するものでございます。2 ページの提案理由をご覧ください。民間事業者が行う社会福祉施設整備を支援し、高齢者及び障がい者の福祉の向上並びに子育て環境の整備を推進するため、提案するものでございます。1 ページにお戻りください。第 1 条、設置でございますが、現行の基金条例では、高齢者とその家族の保健福祉の増進を目的としておりましたが、民間事業者が行う社会福祉施設整備を支援し、高齢者及び障がい者の福祉向上並びに子育て環境の整備を推進することを目的としております。第 4 条、運用益金の処理でございますが、現行の基金は、利息を民間が行う高齢者の保健福祉事業の支援に充てるものとしておりました。利息は、第 4 条の運用益金の処理で、利息は基金に積み立てるように改めております。2 ページをお願いいたします。第 6 条の処分でございます。第 1 条の目的の事業に充てる場合は、元本を取り崩して対応することになります。附則の施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行する。経過措置でございます。砥部町高齢者保健福祉基金条例の規定により設置された基金の現金は、この条例により設置された基金に引き継ぐこととしております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。9 番佐々木隆雄君。

○9 番（佐々木隆雄） この資料の中でですね、現行と改正案の第 1 条のところで、先ほど説明もあったんですが、高齢者、現行のところですね、高齢者及びその家族という家族が、左の改正案の方では、抜けてると言いますか、なくなってるんですが、これは何か大きな変化があるんでしょうか。

○介護福祉課長（松下寛志） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。これは平成 3 年当時に、高齢者福祉また障害福祉、子育てを推進するためにですね、国から交付税が交付されました。それを財源に、そういう高齢者等の福祉の向上に充てるということでしたが、当時、砥部町が条例を設置した時にですね、高齢者とその家族を対象にした福祉の増進ということで目的を設定しました。それから 30 年あまり、途中で合併をしましたが、その考え方を引き継いで 30 年あまり経過をしたわけですが、利息を充てるということですが、かなり利率が低くなりまして、初期の目的を達成できなくなったということで、国が市町村に交付税を交付した初期の目的が、高齢者だけでなく障がい者や子育て、幅広く使いなさいということで示しておりました。それに従いまして、今回は高齢者、障がい者、子育ての環境整備ということで、幅を広げましたが、その家族をのけたというのは特に深い意味はございません。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） ほかに質疑はございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第 29 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 29 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第 13 議案第 30 号 砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

#### (説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第 13、議案第 30 号、砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 議案第 30 号についてご説明申し上げます。砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 3 年 6 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、行政不服審査法施行令の改正に伴い、押印に関する規定を改めるため、提案するものでございます。それでは、議案第 30 号資料をご覧ください。新旧対照表です。今回の改正は、固定資産の価格に関する不服の審査手続きを規定している本条例について、不服申し出者等の負担を軽減するため、審査申出書などの書面への押印等を不要とするものでございます。第 2 条第 3 項は、引用している砥部町固定資産評価審査委員会規定の例規番号を加えるものです。第 4 条第 4 項は、審査申出書への押印を不要とするため、同規定を削るものです。また、第 4 項を削ることに伴い、第 5 項及び第 6 項を 1 号ずつ繰り上げます。次のページをお願いします。第 7 条第 3 項は、書記が作成する意見陳述の調書への署名押印について、署名又は記名押印に改めるものです。第 8 条第 5 項は、口述書への押印を不要とするため、規定を改めるものです。次のページをお願いします。第 8 条第 8 項、第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項は、書記が作成する口頭審理の調書、実地調査の調書及び議事の調書への署名押印について、署名又は記名押印に改めるものです。議案書にお戻りください。附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 30 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 30 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 14 議案第 31 号 砥部町手数料条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第 14、議案第 31 号、砥部町手数料条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長(門田巧) それでは、議案第 31 号についてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。議案第 31 号、砥部町手数料条例の一部改正について。砥部町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 3 年 6 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されることに伴い、当該カードの再交付に係る手数料を廃止するため、提案するものでございます。それでは、改正箇所についてご説明いたします。別添の資料、新旧対照表をご覧ください。1 ページでございます。第 2 条、現行の第 14 号の個人番号カードの再交付手数料 1 枚につき 800 円を削り、第 15 号を第 14 号として、16 号から第 37 号までの 1 号ずつ繰り上げるものでございます。2 ページをご覧ください。第 5 条第 2 項では、第 2 条の改正に伴う号ずれの対応を行っております。それでは、議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西岡利昌) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 31 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(西岡利昌) 異議なしと認めます。

よって議案第 31 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 15 議案第 32 号 砥部町営駐車場条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長(西岡利昌) 日程第 15、議案第 32 号、砥部町営駐車場条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長(門田敬三) 議案第 32 号についてご説明申し上げます。砥部町営駐車場条例の一部改正について。砥部町営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 3 年 6 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、町営駐車場として需要のない大南駐車場について、不足している砥部こども園の職員駐車場として活用するため、提案するも

のです。議案第 32 号の資料をご覧ください。新旧対照表でございます。第 2 条で定めている町営駐車場の名称及び位置について、大南駐車場の廃止に伴い、改正案のとおり削るものがございます。議案書にお戻りください。附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 32 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 32 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 16 議案第 33 号 砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（西岡利昌） 日程第 16、議案第 33 号、砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田建設課長。

○建設課長（門田作） 議案第 33 号についてご説明申し上げます。議案書をお手元をお願いいたします。砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について。砥部町町道の構造の技術基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 3 年 6 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、道路構造令の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものでございます。改正内容について説明させていただきます。資料の 1 ページをお願いいたします。第 5 条第 7 項中、第 41 条第 1 項を第 42 条第 1 項に改めます。これは、道路構造令の改正により、第 41 条に歩行者利便増進道路に関する規定が追加されたことに伴い、条を繰り下げるものでございます。第 6 条第 5 項中、0.5 とするを 0.5 とし、第 2 項ただし書の規定は適用しないに改め、資料 2 ページをお願いいたします。同条第 8 項中、若しくは第 5 項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄を削り、第 4 項に規定する値を、第 4 項に規定する車道の右側に設ける路肩の幅員の値に改めます。第 5 項は、副道に接続する路肩の幅員については、縮小することができないため、第 2 項のただし書きの適用は適用しない旨追記するものでございます。第 8 項は、車道の右側に設ける路肩の幅員の値は、第 4 項に規定されているため、道路構造令に準拠した表記に改善するものでございます。第 8 条第 4 項及び、資料 3 ページをお願いします。第 36 条第 3 項中、第 41 条第 1 項を第 42 条第 1 項に改めます。これは先ほどの 5 条と同じく、道路構造令の改正により条ずれが生じるため、条を繰り下げるものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 33 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 33 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開は 10 時 45 分の予定です。よろしくお願ひします。

午前 10 時 31 分

午前 10 時 45 分

~~~~~

日程第 17 議案第 34 号 令和 3 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 18 議案第 35 号 令和 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 議案第 36 号 令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 議案第 37 号 令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（西岡利昌） 再開します。日程第 17、議案第 34 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号から日程第 20、議案第 37 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号までの 4 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） 私からは、一般会計補正予算と国保特別会計補正予算についてご説明申し上げます。はじめに、一般会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 34 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号。令和 3 年度砥部町の一般会計補正予算第 5 号は、次に定めるところによる。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5,929 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 81 億 9,616 万 1 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 2 条、地方債の変更は、第 2 表地方債補正による。令和 3 年 6 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いします。歳出の主なものについてご説明申し上げます。2 款総務費は、273 万 5 千円増額し、9 億 1,722 万 6 千円としました。コロナ対策として、庁舎ロビー等に設置する顔認証検温機器購入費 115 万 5 千円の追加などです。次に、3 款民生費は、3,624 万 4 千円増額し、31 億 636 万 9 千円としました。高齢者福祉施設整備事業費補助金 1,795 万円の追加。コロナ対策として、住民税非課税の子育て世帯に対して支給する生活支援特別給付金など関係経費 1,778 万 3 千円の

追加などです。次に、4款衛生費は、1,442万5千円増額し、8億4,506万8千円としました。新型コロナウイルスワクチンを円滑に接種するための関係経費1,419万4千円の追加などです。次に、6款農林水産業費は、2,341万7千円増額し、2億4,725万3千円としました。高品質高収量の果樹園づくりのための施設整備を支援する未来型果樹産地強化支援事業費補助金1,140万円の追加。コロナの影響による農業収益の減少に備え、農業経営収入保険への加入促進を図る収入保険加入促進支援事業費補助金545万円の追加などです。次に、7款商工費は、618万円増額し、2億5,095万8千円としました。コロナ対策として、非接触型決済対応レジの整備に伴う砥部焼まつり運営費負担金528万9千円の追加などです。次に、8款土木費は、5,750万3千円増額し、5億1,090万5千円としました。町道の補修工事費3,300万円の追加。高尾田地区雨水排水施設建設に伴う物件移転補償費の算定に必要な調査委託料750万円の追加などです。次に、9款消防費は、60万円増額し、4億4,711万4千円としました。自主防災組織活性化支援事業費補助金60万円の追加です。次に、10款教育費は、1,819万1千円増額し、11億4,257万円としました。コロナ対策として、小中学校における消毒液など、保健衛生用品等購入費295万4千円の追加。文化会館の空調設備更新工事設計委託料1,078万8千円の追加などです。2ページをお願いします。歳入です。財源として、14款国庫支出金3,680万7千円、15款県支出金850万6千円、19款繰越金9,868万2千円、21款町債1,530万円をそれぞれ増加しました。4ページをお願いします。第2表、地方債補正です。町道舗装補修事業の財源として、公共施設等適正管理推進事業債を1,530万円追加し、限度額を2,730万円としました。一般会計につきましては以上です。続きまして、国保特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第35号、令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号。令和3年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,539万6千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年6月11日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いします。歳出ですが、2款保険給付費を58万5千円増額し、16億2,662万3千円としました。新型コロナウイルスに感染するなど、一定の要件を満たした被用者に対して支給する傷病手当金46万6千円の追加などです。2ページをお願いします。歳入ですが、財源として、4款県支出金を58万5千円増額しました。以上で私からの説明を終わります。

○議長（西岡利昌） 藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） 引き続きまして、議案第36号、37号についてご説明申し上げます。はじめに、議案第36号、令和3年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。お手元に、公共下水道事業会計補正予算第1号をお願いいたします。補正予算の1ページをお開きください。議案第36号、令和3年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号。第1条、令和3年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

第4号、主要な建設改良事業でございます。管渠整備工事を2,614万円増額し、3億3,514万円とするものでございます。第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、収入につきましては、第1款下水道資本的収入、第1項企業債におきまして2,470万円増額し、1億9,990万円とし、収入合計を3億5,130万円とするものでございます。また、支出につきましては、第1款下水道資本的支出、第1項建設改良費を2,614万円増額し、3億5,578万6千円とし、支出合計を4億9,362万2千円とするものでございます。主に、下水道管渠布設に伴う工事負担金で、水道事業会計への支出でございます。第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。限度額を2,470万円増額し、1億9,990万円とするものでございます。令和3年6月11日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第36号の説明を終わります。続きまして、議案第37号、令和3年度砥部町水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。議案第37号、令和3年度砥部町水道事業会計補正予算第1号。第1条、令和3年度砥部町水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。第4号、主要な建設改良事業でございます。配水管敷設替工事を4,250万円、公共下水道工事に伴う布設替を2,600万円それぞれ増額するものでございます。第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、収入につきましては、第1款水道資本的収入、第4項工事負担金におきまして、2,600万円増額し、8,000万円とし、収入合計を4億6,450万円とするものでございます。また、支出につきましては、第1款水道資本的支出、第1項建設改良費を6,850万円増額し、5億3,216万8千円とし、支出合計を6億6,342万2千円とするものでございます。送配水管の布設替工事1件、設備工事1件、下水道管渠布設に伴う水道管移設工事に対する工事請負費の追加計上でございます。令和3年6月11日提出、砥部町長佐川秀紀。以上ですべての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。14番中島博志君。

○14番（中島博志） 8款土木費の中で、住宅関係で、空き家の実態調査委託料が予算計上されておりますが、この中に、現在荒廃、また廃墟化した町営住宅。例えば、総津でいう神埼団地13戸ですかね。それに玉谷でいう中替地団地、これも6戸。高市の出渡瀬団地4戸。この辺、かなり荒廃して、景観含め、野良猫・野良犬、地区住民としてはかなり迷惑しとるわけですが、この辺は、今回の調査対象になるんですか。

○議長（西岡利昌） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 中島議員さんのご質問にお答えいたします。今回、補正で上げております調査につきましては民間の住宅の空き家の調査でございます。今議員さん言われておりました町営住宅の空き家については、老朽化が激しいということで、現在23戸が政策空き家になっております。これらにつきましては、今年度に予定しております住生活基本計画の見直しをするようになっておりますので、この中でこの公営住宅の廃止とか統合について検討していくこととしておりますので、また方針が決まりましたら、議員の皆様方と協議させ

ていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌） 9番佐々木隆雄君。

○9番（佐々木隆雄） 概要の方の見ていただければと思いますが、6ページの教育費のところ、先ほどの門田課長のところの報告の中にはなかったんで、ちょっとお聞きたいと思うんですけども、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うというようなところで、修学旅行予約変更料支援事業交付金187万5千円追加とあります。昨年も確かこういう項目があったかと思うんですけども、昨年の実態、それから今後まだコロナというのは非常に流動的で、当然こういう参加は必要だろうとは思うんですけども、昨年の実績との関係で、この金額がどのようなものなのか、もう少し具体的に検討した中身があるのであれば、お聞きしたいと思います。

○議長（西岡利昌） 田邊学校教育課長。

○学校教育課長（田邊敏之） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。今年度、修学旅行予約変更料等の支援事業として、追加で187万5千円を計上させていただいております。その内容につきましては、修学旅行そのものの取扱企画料の取り消しで27万ほど。2つ目が、コロナ感染予防のため修学旅行を辞退するお子さんが居った場合のですね、補填としまして、89万ほど。それと3つ目が、どうしてもキャンセルが発生した場合のですね、キャンセル料の経費としまして、約71万ほど組まさせていただきます。昨年度の実績ちょっと私の方ではっきりとは覚えてないんですが、確か5、60万だったというふうに記憶しておりますが、今年度につきましては、合計187万5千円を組まさせていただきます。以上でございます。

○議長（西岡利昌） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号から議案第37号までの4件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第34号から議案第37号までの4件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、6月18日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前11時5分 散会

## 令和3年第2回砥部町議会定例会（第3日）会議録

招集年月日	令和3年6月18日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和3年6月18日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 高橋久美 4 番 原田公夫 7 番 佐々木公博 10 番 松崎浩司 13 番 山口元之 16 番 三谷喜好	2 番 日野恵司 5 番 柿本 正 8 番 小西昌博 11 番 大平弘子 14 番 中島博志	3 番 木下敬二郎 6 番 東 勝一 9 番 佐々木隆雄 12 番 面岡利昌 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 田邊敏之	副町長 岡田洋志 総務課長 門田敬三 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 篠原万喜枝 子育て支援課長 田中弘樹 農林課長 池田晃一 上下水道課長 藤田泰宏 広田支所長 町田忠彦 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 堀潤一郎 庶務係長 東山泰久		
傍 聴 者	3人		

令和3年第2回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第28号 財産の取得について（AED（自動体外式除細動器））
- 日程第2 議案第29号 砥部町社会福祉施設整備基金条例の制定について
- 日程第3 議案第30号 砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第4 議案第31号 砥部町手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第32号 砥部町営駐車場条例の一部改正について
- 日程第6 議案第33号 砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第34号 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第35号 令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第36号 令和3年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第37号 令和3年度砥部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願
- 日程第12 議員派遣
- 追加日程第1 議案第38号 令和3年度砥部町一般会計補正予算（第6号）
- 追加日程第2 発委第2号 地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書提出について

・散 会

令和3年第2回砥部町議会定例会

令和3年6月18日（金）

午前9時30分開議

○議長（西岡利昌） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第28号 財産の取得について（AED（自動体外式除細動器）

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第1、議案第28号、財産の取得についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第28号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第28号については、各町有施設に設置しているAEDの耐用年数経過に伴い、新たにAEDを購入するものです。審査において、委員からは、AEDの耐用年数、現在の使用実績はどの質問に対し、耐用年数は5年。過去5年間に使用実績がなかったとの説明がありました。また、施設の利用者以外に、近隣住民も使えるのかとの質問に対し、緊急事態であり、開館時間を問わず、使ってもらって構わないとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第29号 砥部町社会福祉施設整備基金条例の制定について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第2、議案第29号、砥部町社会福祉施設整備基金条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（中島博志） 厚生文教常任委員会に付託されました議案第 29 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 29 号については、民間事業者が行う社会福祉施設整備を支援し、高齢者と障がい者の福祉向上、子育て環境の整備を推進するためのものです。審査において、委員から、現在の基金積立額と現在までの使用実績及び今後の活用方法はとの質問に対し、現在の基金残高は 2 億 9,958 万 7,380 円であり、利用実績はないとのことでした。今後は、民間事業者が行う施設の大規模改修や更新に利用するとの説明がありました。また、基金利用の基準はとの質問に対し、各種福祉計画に基づく事業で、国・県の補助対象事業に充てるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 29 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第 3 議案第 30 号 砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 3、議案第 30 号、砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第 30 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 30 号については、行政不服審査法施行令の改正に伴い、押印に関する規定を改めるものです。審査において、委員からは、委員会の設置は常設か、委員構成はとの質問に対し、委員会は常設で、任期は 4 年、各校区から 1 名ずつの計 4 名で構成しているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 30 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第31号 砥部町手数料条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第4、議案第31号、砥部町手数料条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第31号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第31号については、マイナンバー法の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、当該カードの再交付手数料を廃止するものです。審査において、委員からは、町内におけるマイナンバーカード普及率はどの質問に対し、5月末現在で32.1%との説明がありました。以上のような審査を行い、議案第31号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第32号 砥部町営駐車場条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第5、議案第32号、砥部町営駐車場条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第32号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第32号については、町営駐車場として需要のない大南駐車場について、不足する砥部こども園の職員駐車場として活用するためのものがございます。審査において、委員からは、町営駐車場として貸し出す場合と、職員駐車場として貸し出す場合の使用料はどの質問に対し、町営駐車場の場合、月額3千円、職員駐車場の場合は、月額2千円との説明がありました。以上のような審査を行い、議案第32号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第33号 砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第6、議案第33号、砥部町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第33号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第33号については、道路構造令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。道路法等の改正により歩行者利便増進道路の規程が追加されたとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第33号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 34 号 令和 3 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 8 議案第 35 号 令和 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 36 号 令和 3 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 37 号 令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 日程第 7、議案第 34 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号から日程第 10、議案第 37 号、令和 3 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号までの 4 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。中島厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（中島博志） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算 2 件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 34 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 5 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、介護基盤整備事業を活用して整備する高齢者福祉施設の整備に対する補助金 1,795 万円を追加しています。また、児童福祉費関係では、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、住民税非課税世帯の子育て世帯に対する生活支援特別給付金を支給するため、関係経費 1,778 万 3 千円を追加しています。財源として、国の子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金を全額充てています。衛生費、保健衛生費関係では、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するため関係経費 1,419 万 4 千円を追加しています。財源として、国の感染症予防事業費等国庫補助金を全額充てています。教育費、社会教育費関係では、老朽化が進む文化会館の空調設備を更新するため更新工事設計委託料 1,078 万 8 千円を追加しています。また、新型コロナウイルス対策として、文化会館に A I 体温測定サーマルカメラ設置する購入費用として、60 万 1 千円を追加しています。審査において、委員から、文化会館に設置する A I 体温測定サーマルカメラについて、体温が高い人が居た場合の対応はどの質問に対し、指定管理者と協議し、来館者の多いイベント時には職員がモニターを確認のうえ、体温が高い人には参加の自粛を要請するとの説明がありました。また、新型コロナウイルスワクチン接種に関連して、基礎疾患を有する人への接種券配布に関する周知はどの質問に対し、広報 6 月号に関連記事を掲載しており、6 月下旬開催予定の区長会でも説明するとの説明がありました。次に、議案第 35 号、令和 3 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号は、事業勘定を 58 万 5 千円追加し、累計 22 億 6,539 万 6 千円としています。支出の

主なものは、新型コロナウイルス感染症への感染等、一定の要件を満たした被用者に対する傷病手当金として46万6千円を追加するもので、財源として県の特別調整交付金を全額充てています。審査において、委員から、傷病手当金の申請方法はどの質問に対し、本人申請によるとの説明がありました。よって議案第34号、第35号の2議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌） 三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました補正予算3件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第34号、令和3年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、コンビニ交付システムの改修委託料が145万2千円を追加しております。農林水産業費、農業費関係では、新型コロナウイルス感染症など農業収益の減少リスクに備え、安定的な経営を構築するため、収入保険の保険料等に対する補助金545万円を追加しております。商工費、商工費関係では、新型コロナ対策として、砥部焼まつりの次年度以降の開催を見据え、実行委員会で導入する非接触型決済対応のレジシステム購入負担金として528万9千円を追加しています。土木費、道路橋りょう費関係では、町道日の出広瀬線ほか2路線の補修工事費3,300万円を追加しております。財源としては、公共施設等適正管理推進事業債1,530万円を充てています。また、町道原町麻生線の拡幅工事を行うため、関係経費805万4千円を追加しています。都市計画費関係では高尾田地区雨水排水施設の建設予定地について、物件移転補償費の算定に必要な調査を委託するため、委託料750万円を追加しております。審査において、委員から、コンビニエンスストアにおける戸籍証明書等の交付実績はどの質問に対して、令和3年5月末で255件の利用があり、主な利用は住民票や印鑑登録証明書との説明がありました。また、砥部焼まつり運営負担金としての、レジ購入費用の負担割合はどの質問に対し、町が負担するのはPOSレジ本体の購入費用で、クレジットカードやQRコードなど、非接触型決済システムへの対応に係る経費として実行委員会が負担するとの説明がございました。また、高尾田地区雨水排水施設の調査期間はどの質問に対して、年内に完了したいとの説明がありました。さらに、委員からは、町道原町麻生線の拡幅工事に関して地域にとっては待望の事業であり、早期完成を望むとの意見と要望がありました。次に、議案第36号、令和3年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号は、資本的支出を2,614万円追加し、4億9,362万2千円としています。支出の内容は、水道管移設工事費の追加に伴い、水道事業会計への負担金2,600万円を追加するもので、財源としては下水道事業債2,470万円を充てています。特に委員からの質疑はありませんでした。次に、議案第37号、令和3年度砥部町水道事業会計補正予算第1号は、資本的支出を6,850万円追加し、6億6,342万2千円としています。支出の内容については、漏水により応急復旧した宮内地区送排水管の布設替等工事費に3,500万円、公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事費2,600万円を追加しています。特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第34号、第36号、第37号の3議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、こ

こにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は1件ごとに行います。議案第34号、令和3年度砥部町一般会計補正予算第5号について、討論を行います。討論はありませんか。  
〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第34号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
議案第35号、令和3年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。  
〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第35号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
議案第36号、令和3年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。  
〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第36号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
〔全員起立〕

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
議案第37号、令和3年度砥部町水道事業会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。  
〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

議案第37号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 請願第 1 号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 日程第 11、請願第 1 号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願を議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 総務産業建設常任委員会に付託されました請願第 1 号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書についての審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、地方たばこ税の一部を活用し、公共喫煙場所の整備や民間が行う喫煙室の設置助成を、また、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を進めるように、国に意見書提出を求めるものであります。協議において、請願の趣旨は理解できる。望まない受動喫煙を防止するとともに、たばこを吸う人吸わない人が共存するために一定の喫煙場所の整備は景観の面からも必要である等の意見があり、採決の結果、請願第 1 号は、賛成多数で採択とするべきものと決定いたしました。ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西岡利昌） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第 1 号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。

よって請願第 1 号は、採択とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用して、議会運営委員会及び全員協議会を開催します。

午前 10 時 1 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

日程第 12 議員派遣

○議長（西岡利昌） 再開します。日程第 12、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。ただいま、佐川町長から議案第 38 号が、三谷総務産業建設常任委員長から発委第 2 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 2 として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって議案第 38 号及び発委第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 2 として、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第 38 号 令和 3 年度砥部町一般会計補正予算（第 6 号）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌） 追加日程第 1、議案第 38 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。門田総務課長。

○総務課長（門田敬三） それでは、一般会計補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 38 号、令和 3 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号。令和 3 年度砥部町の一般会計補正予算第 6 号は、次に定めるところによる。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 353 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 81 億 9,969 万 9 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。令和 3 年 6 月 18 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、歳出についてご説明申し上げますので、3 ページをお願いします。4 款衛生費 1 項保健衛生費ですが、353 万 8 千円追加し、4 億 712 万 8 千円としました。新型コロナワクチン接種において、スマートフォンなどでインターネット予約ができる環境を整えるため、新型コロナワクチン接種予約システム導入委託料 353 万 8 千円を追加しました。2 ページをお願いします。歳入ですが、財源として 14 款国庫支出金 2 項国庫補助金を 353 万 8 千円追加し、2 億 4,414 万 2 千円としました。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（西岡利昌） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 追加日程第 2 発委第 2 号 地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書提出について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西岡利昌） 追加日程第 2、発委第 2 号、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好） 発委第 2 号、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書提出について。砥部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。令和 3 年 6 月 18 日提出、砥部町議会議長西岡利昌様、総務産業建設常任委員会委員長三谷喜好。提案理由でございますが、近年のたばこ税の増税や喫煙規制の強化等により、葉たばこ耕作農家やたばこ販売店には、経営に大きな影響を受けております。また、飲食業、宿泊業等のサービス業においても、原則屋内禁煙の措置に対応するため店舗の改装等、負担が生じているところであります。分煙環境の整備推進は、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し、かつ、今後の地方たばこ税の安定的確保にも資することから、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書を、国及び政府に提出しようとするものでございます。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上。

○議長（西岡利昌） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（西岡利昌） 起立多数です。ご着席ください。

よって発委第 2 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西岡利昌） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、10日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決、ご承認いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策経費をはじめ、ご議決いただきました補正予算につきましては、町民の皆様の福祉増進のため、高いコスト意識をもって大切に執行させていただきます。また、会期中、議員の皆様からいただいたご指摘、ご提案につきましても、今後の町政運営に活かしてまいりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。梅雨特有の湿気に加え、本格的な夏に向け、日に日に暑さも厳しさを増してまいります。ワクチン接種が本格化したとはいえ、引き続き感染回避行動の徹底が求められる中、議員の皆様にもご負担をおかけいたしますが、くれぐれもお身体にご自愛をいただき、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（西岡利昌） 以上をもって、令和3年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時20分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員